

第7期東海市障がい福祉計画・  
第3期東海市障がい児福祉計画

令和6年度(2024年度)

～

令和11年度(2029年度)

東海市



# 目次

## 第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨 . . . . . 1
- 2 計画の位置づけ . . . . . 1
- 3 計画の期間 . . . . . 1

## 第2章 東海市の現状と傾向

- 1 東海市の障がい者の推移と傾向 . . . . . 2
- 2 障がい福祉計画におけるこれまでの実施状況、取組 . . . . . 7
- 3 アンケート調査 . . . . . 8
- 4 課題等 . . . . . 10

## 第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本的理念 . . . . . 12
- 2 基本方針 . . . . . 12
- 3 計画の重点施策 . . . . . 13

## 第4章 成果目標

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行 . . . . . 17
- 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 . . . . . 17
- 3 地域生活支援の充実 . . . . . 17
- 4 福祉施設から一般就労への移行等 . . . . . 18
- 5 相談支援体制の充実・強化等 . . . . . 18
- 6 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 . 19
- 7 障がい児支援の提供体制の整備等 . . . . . 19

## 第5章 障がい福祉サービスの見込み量と確保方策等

1	障がい福祉サービス	20
2	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	22
3	地域生活支援の充実	23
4	発達障がい者等に対する支援	25
5	障がい児支援の提供体制の整備等	25
6	相談支援体制の充実・強化等	27
7	障がい福祉サービスの質を向上させるための取組	28

## 第6章 計画の推進体制

1	計画の推進	29
2	計画の進捗管理	29
3	協議会の体制図	30

## 資料編

1	アンケート調査結果	31
2	東海市自立支援協議会設置要綱	45
3	東海市自立支援協議会名簿	48
4	用語説明	49

# 第 1 章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

本市では令和3年（2021年）3月に第6期東海市障害福祉計画・第2期東海市障害児福祉計画を策定し、計画的なサービスの整備と拡充、障がい福祉施策の推進を図ってきました。

第6期東海市障害福祉計画・第2期東海市障害児福祉計画は、令和6年（2024年）3月をもって期間満了を迎えることから、国の動向や社会情勢、障がいのある人のニーズの変化等を踏まえ、新たな計画を策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

第7期東海市障がい福祉計画・第3期東海市障がい児福祉計画（以下「本計画」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条に定める市町村障害福祉計画及び児童福祉法第33条の20に定める市町村障害児福祉計画として、上位計画である「東海市総合計画」や「東海市総合福祉計画（障がい者計画）」のほか、「子ども・子育て支援事業計画」との調和を図りながら、本市の福祉向上のため、推進していくものです。

## 3 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）までの6年間とし、中間年度である令和8年度（2026年度）に、社会情勢や国の動向等を考慮し、見直しを行うこととします。

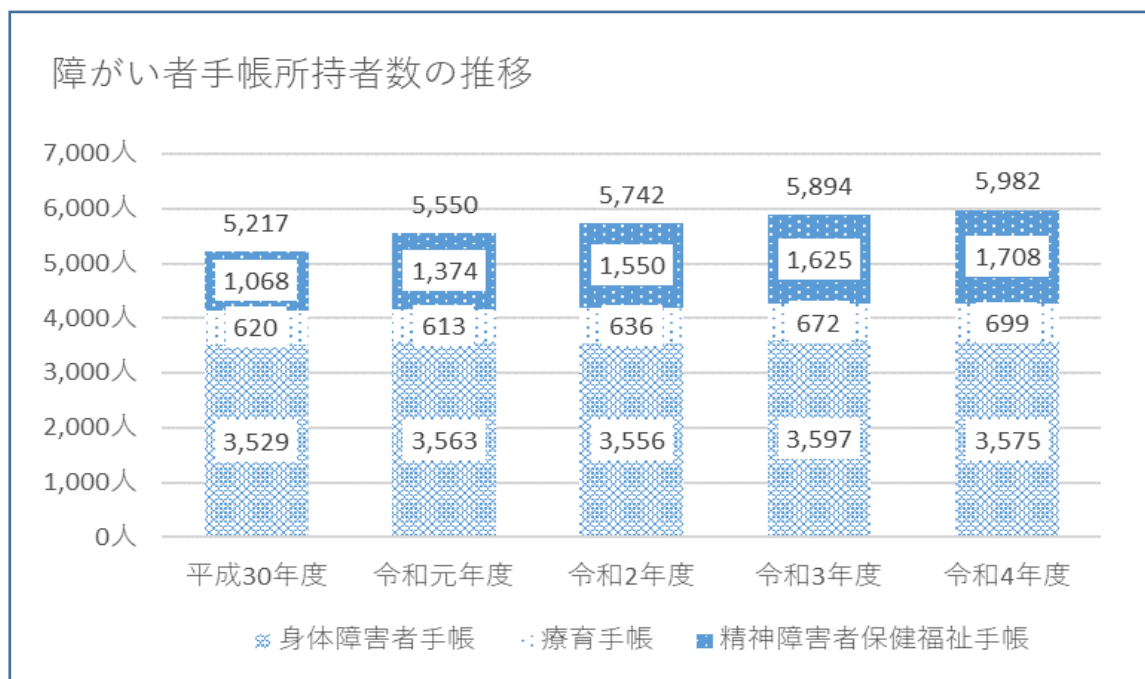
	R5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
総合計画		第7次(前期基本計画)					第7次(後期基本計画)					
総合福祉計画		第4次(前期計画)					第4次(後期計画)					
障がい福祉計画 障がい児福祉計画		第7期 第3期 (前期計画)			第7期 第3期 (後期計画)			第8期 第4期 (前期計画)				

# 第 2 章 東海市の現状と傾向

## 1 東海市の障がい者の推移と傾向

### (1) 障がい者手帳所持者の状況

障がい者全体の推移を見ると、年々増加しており、令和4年度（2022年度）においては、5,982人となっています。身体障害者手帳所持者及び療育手帳所持者は増減を繰り返している一方、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向が続いています。



(令和4年4月1日現在)

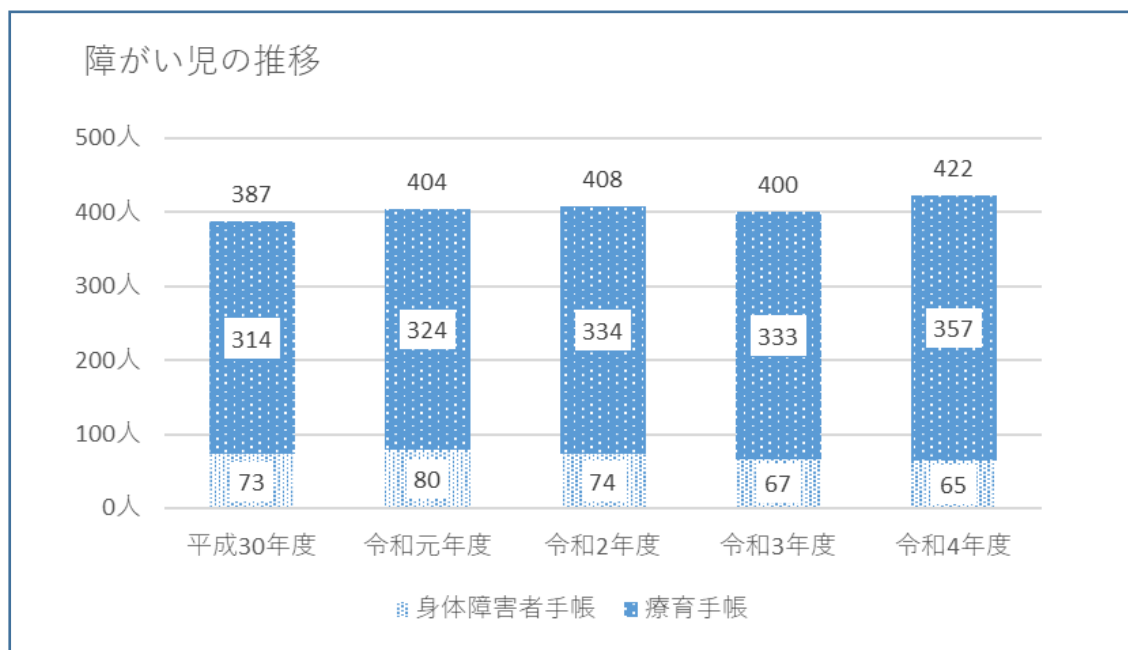
年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	伸び率
東海市人口	114,511人	114,827人	114,894人	114,615人	113,931人	99.5%
障がい者数	5,217人	5,550人	5,742人	5,894人	5,982人	114.7%
身体障がい者	3,529人	3,563人	3,556人	3,597人	3,575人	101.3%
知的障がい者	620人	613人	636人	672人	699人	112.7%
精神障がい者	1,068人	1,374人	1,550人	1,625人	1,708人	159.9%

※伸び率…令和4年度における平成30年度比

## (2) 障がいのある子どもの状況

### ア 18歳未満の手帳所持者数

18歳未満の手帳所持者の数の推移をみると、身体障害者手帳所持者はおおむね横ばい、療育手帳所持者は、増加傾向にあります。



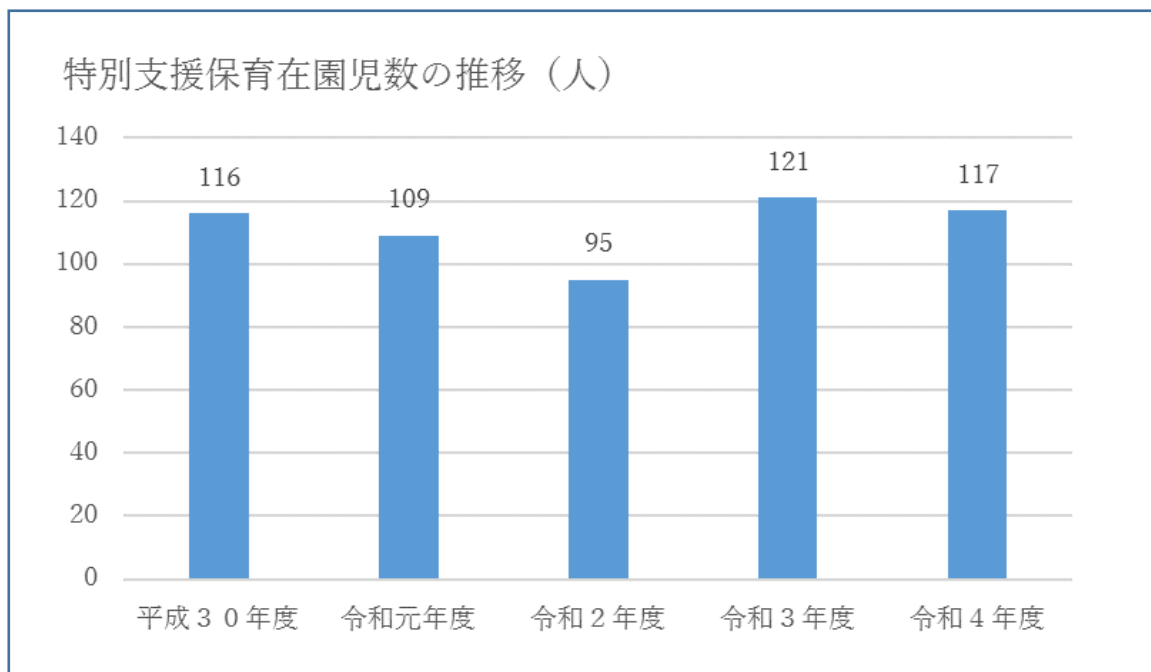
(令和4年4月1日現在)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	伸び率
18歳未満人口	20,972人	20,815人	20,561人	20,135人	19,612人	93.5%
障がい児数	387人	404人	408人	400人	422人	109.0%
身体障がい児	73人	80人	74人	67人	65人	89.0%
知的障がい児	314人	324人	334人	333人	357人	113.7%

※伸び率…令和4年度における平成30年度比

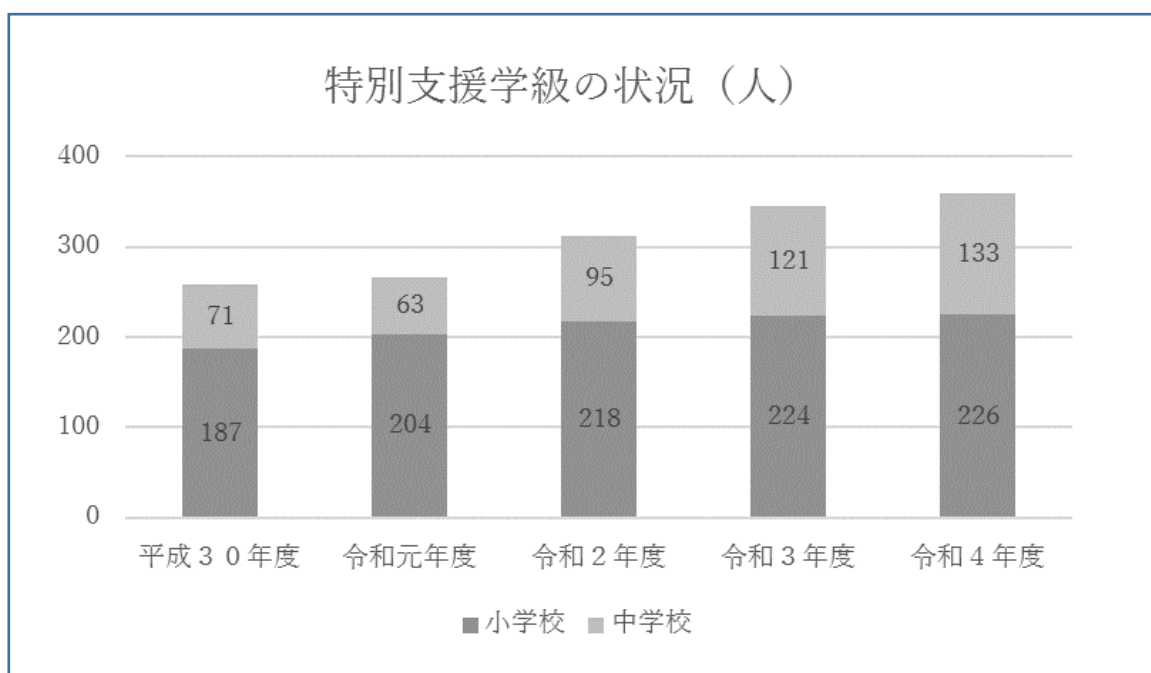
## イ 特別支援保育の状況

本市では、18市立保育園のうち、13園で3歳児保育から特別支援保育を実施しております。特別支援保育在園児は、変動しています。



## ウ 特別支援学級の状況

市内小中学校（小学校12校・中学校6校）の特別支援学級の児童・生徒数は、年々増加しています

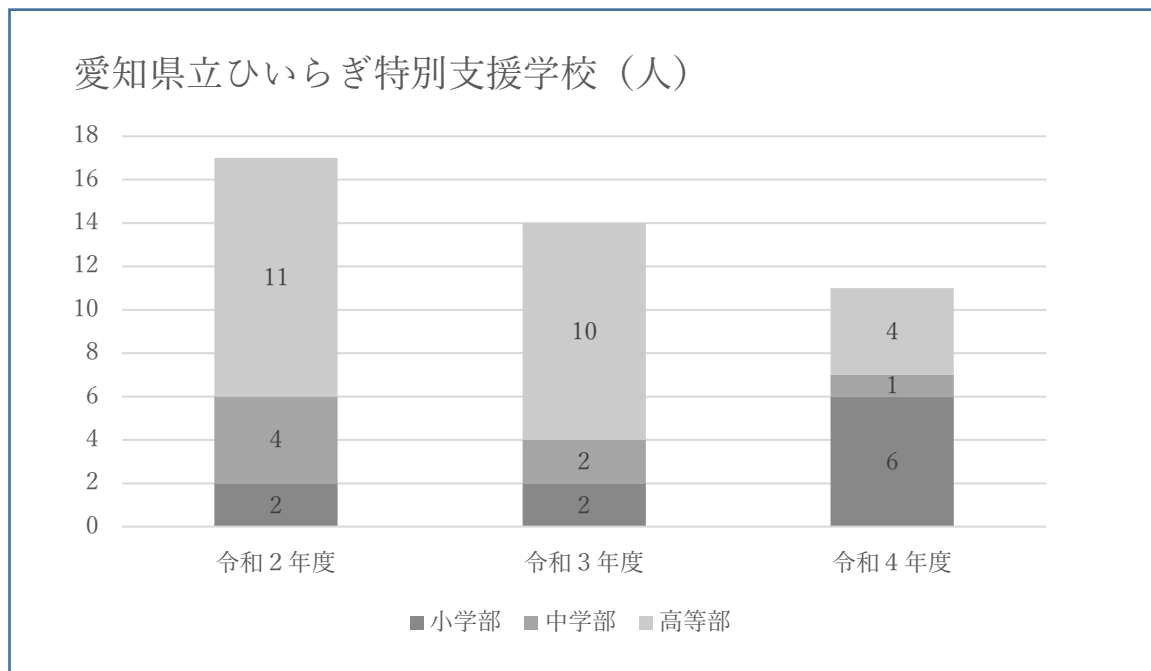




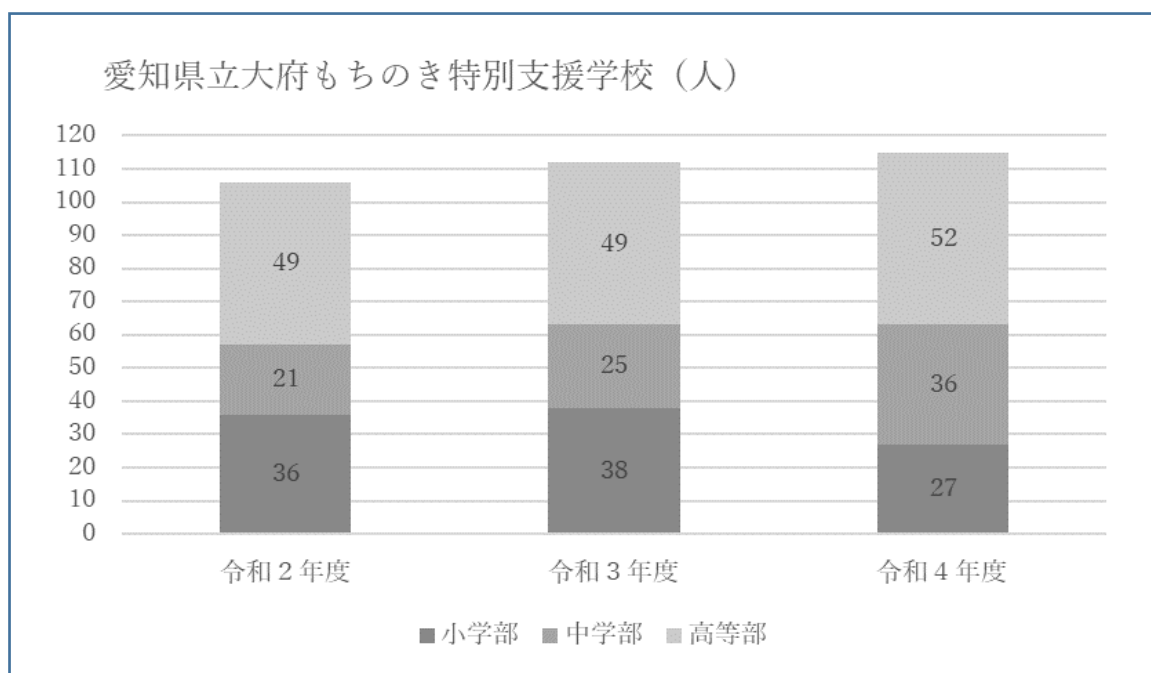
エ 特別支援学校の児童・生徒数（市内在住者）の状況

愛知県立ひいらぎ特別支援学校の児童・生徒数は年々減少しており、愛知県立大府もちのき特別支援学校は増加傾向にあります。また、愛知県立大府特別支援学校は横ばいとなっております。

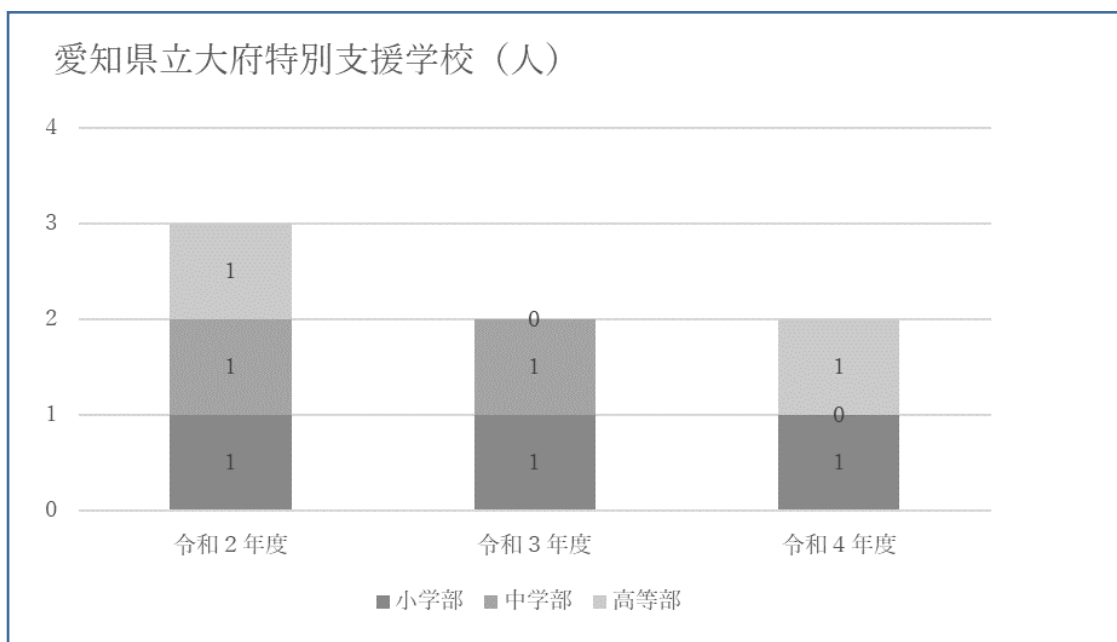
(ア) 愛知県立ひいらぎ特別支援学校の推移



(イ) 愛知県立大府もちのき特別支援学校の推移



(ウ) 愛知県立大府特別支援学校の推移



オ 市内事業所数

市内の事業所は年々増加しています。利用者数も増加傾向にあります。

事業所の種類		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
児童発達支援	事業所数	5	5	6	8	10
	延べ利用者数	1,294	1,538	1,522	1,730	1,726
放課後等 デイサービス	事業所数	10	12	13	14	17
	延べ利用者数	3,706	4,231	4,869	5,098	5,312

(3) 難病患者の状況

障がい者手帳がなくても、369の対象疾病（令和6年（2024年）4月現在、指定難病特定医療費公費負担以外も含む）の難病患者は、障がい福祉サービス等の利用が可能となっています。本市では、指定難病特定医療費公費負担の受給者数は696人（令和3年度（2021年度））となっており、疾患別で多い順に見ると、潰瘍性大腸炎（112人）、パーキンソン病（79人）、全身性エリテマトーデス（59人）、クローン病（57人）となっています。（令和4年度知多保健所事業概要より）

## 2 障がい福祉計画におけるこれまでの実施状況、取組

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

精神疾患等を理由に長期で施設入所している障がい者が、地域で安心して生活できるよう、地域への移行に向けて、当事者、基幹相談員、医療関係者等と協議を重ねました。

### (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神疾患は身近な病気であり、障がいの有無や程度に左右されることなく、誰もが安心して自分らしく暮らせる地域づくりを進めるために、東海市地域包括ケア推進会議の部会を活用して協議をしました。また、東海市自立支援協議会（以下「協議会」という。）精神サポート部会において、地域の医師会、保健所及び当事者を交えて地域の在り方を検討し、女性を中心とした茶話会や大学で講話等のピア活動を行いました。

### (3) 地域生活支援拠点の整備

令和2年（2020年）に作成した「地域生活支援拠点緊急対応フローチャート」の見直しを行い、緊急時の受け入れ体制についてグループホームや短期入所事業者と現状や受け入れについて検討し、受け入れ事業所としての登録に向けた協議を進めました。同時に生活介護、訪問介護等の日中活動系の事業者との検討を進め、拠点整備への課題を整理しました。

### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

協議会のおとな部会就労支援事業所連絡会において、就労支援事業者や就労継続支援事業所を対象に、先行する事業所の見学や事例の検討、事業所の抱える課題等の把握をし、障がい者の就労の質の向上や事業所のレベルアップを図ってきました。特別支援学校と連携し、福祉施設の利用や、一般就労に向けた説明会を開催し、企業、当事者双方の不安解消や相互理解の促進を図りました。

### (5) 障がい児支援の提供体制の整備

児童発達支援センターは、1か所以上設置され、保育所等訪問支援事業や市内の保育園や幼稚園を巡回し、地域で生活する障がい児や関係機関等の支援を行いました。

児童発達支援センターを含む、重症心身障がい児を支援する児童発達支援の事

業所は2か所、医療型児童発達支援の事業所は1か所開設され、また重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスは3か所開設されました。

医療的ケア児等のための関係機関の協議の場として、医療的ケア児等コーディネーターと相談支援専門員が中心となり訪問看護ステーションや保健所、重症心身障がい児・医療的ケア児を受け入れている事業所、健康推進課、女性・子ども課が参加する会議を年5回程度開催し、地域で生活する医療的ケア児等が適切な支援を受けられるよう情報共有や防災について協議を行いました。

#### **(6) 相談支援体制の充実・強化等**

相談支援体制の充実のため、基幹相談支援センターは指定特定相談支援事業所とともに個別課題の共有や連帯体制の強化を図り、協議会のおとな部会・こども部会、相談支援事業所連絡会等において情報や課題を共有することで、関係機関が緊密に連携を図りながら取り組める協力関係を築きました。相談支援体制の強化を図るため、協議会で相談支援体制のあり方について検討し、現状の課題やあるべき姿について、整理しました。

また、計画相談支援のセルフプランを減らすため、指定特定相談支援事業所に委託していた障がい支援区分認定調査の一部の直営化を検討し、計画相談支援に費やす時間の増加を図りました。

#### **(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築**

障がい者の差別解消に向けて、障がいを理由とした差別を行わずに適切に対応するための基本事項や事例を示した「東海市職員対応要領」に基づき、職員研修等を通して実践に向けた周知に取り組みました。また、ホームページにて差別解消の周知を図りました。

### **3 アンケート調査**

#### **(1) アンケート調査の概要**

本計画の策定にあたり、障がいのある方の現在の状況や、ニーズを把握し、今後の施策に反映させるため、アンケート調査を実施しました。

ア 調査期間 令和5年(2023年)6月28日から7月31日まで

イ 調査内容

## (ア) 障がい者アンケート調査

市内在住の各手帳所持者及び障がい福祉サービス等利用児の保護者を、「各手帳所持者のうち障がい福祉サービス利用あり」、「各手帳所持者のうち障がい福祉サービス利用なし」、「障がい福祉サービス等を利用している者で未就学児の保護者」、「障がい福祉サービス等を利用している者で就学児の保護者」の4つの分類に分け、障がい福祉サービス等の利用状況、暮らし、就労、就学の状況や災害時の不安等について調査を実施しました。(障がい福祉サービス等の利用は令和5年(2023年)6月に利用があった者・児)

## (イ) 市内福祉サービス事業所アンケート調査

市内福祉サービス事業所64事業所を対象に、人材をテーマに現状、人材の確保について困っていること、人材の育成について困っていることその他、意見・要望等についてアンケート調査を実施しました。

### ■回収結果

	配布数	回収数	回収率	回収方法
障がい福祉サービス利用者	150	99	66%	郵送で配布・回収 (一部事業所・相談員を通じて配布)
障がい福祉サービス未利用者	150	70	46.7%	郵送で配布・回収
障がい福祉サービス利用児の保護者(未就学児)	118	68	57.6%	二次元コードを郵送で配布し、オンライン回答
障がい福祉サービス利用児の保護者(就学児)	379	143	37.7%	二次元コードを郵送で配布し、オンライン回答
市内福祉サービス事業所	64	41	64.1%	二次元コードを郵送で配布し、オンライン回答

## (2) アンケート回答結果について

障がい者アンケート回答結果について、障がい福祉サービスの利用状況は、「就労継続支援B型」、「居宅介護」、「移動支援」が多く、利用の多いサービスについては、「満足している」、「どちらかと言えば満足している」と回答した人の割合が6割を超えています。また、利用してみたいサービスは「グループホーム」と回答した人が最も多く、居住支援の充実が求められていると考えられます。一方で、サービスを受けていない人の理由は「サービスを受ける必要がないため」に次い

で、「サービスがあることを知らなかったため」が多くなっています。今後は、サービスについての情報提供をしていくことも重要であると考えられます。

緊急時に助けてくれる人がいないと回答した人は、サービス利用者は2割、サービス未利用者は3割となっています。また、災害時に困ることは「障がい特性のため、大勢の人や知らない人と生活することができない」、「避難場所や設備（トイレ等）の生活環境が不安」、「投薬・治療等が受けられない」と回答した人が多く、災害時の迅速な医療体制の確保や、障がい者が安心して避難生活ができる支援体制の整備を推進するとともに、避難行動要支援事業の充実を図っていく必要があると考えられます。

障がい児については、ペアレントトレーニングは7割近くの保護者が「関心がある」と回答しており、保護者が参加しやすいよう環境を整え実施していく必要があると考えられます。

事業所へ期待することは「コミュニケーション支援」、「生活の自立支援」が高く、児童発達支援センターが中核となり、質の高い支援ができるよう、事業所のスキルアップを図ることが必要であると考えられます。

また、地域で生活するために必要な支援は、「専門的な知識のある人に相談や助言」、次に「保育・医療・教育等が連携した支援」が求められています。多職種で連携し、相談体制の充実を図ることが必要であると考えられます。また、「地域の人たちの障がいへの理解」を求める回答も多くあり、障がいについて地域で学ぶ勉強会や啓発が必要と思われれます。

事業所アンケートでは、「人材が全く足りていない」、「どちらかと言えば足りていない」と回答した事業所が半数を超えており、「募集をかけても応募がない」、「研修を受ける時間がない」との意見が多くありました。今後は、相談支援専門員の人材確保及び人材育成を図っていく必要があると考えられます。

## 4 課題等

市内に地域移行支援を実施できる事業所がなく、近隣市町の事業所からの移行支援の利用申請を受けて、協議を実施してきましたが、利用実績には結びつきませんでした。地域生活への移行ができるように、地域生活支援拠点の見直し等を含めた

体制の整備を図っていく必要があります。

精神障がいにも対応した地域包括システムケアの構築についての協議は、障がい特性に理解のある関係者での連携等は図られてきていますが、他分野や地域を含めた協議の場としていくため、今後も地域を含めた協議の場の強化を進めていく必要があります。

地域生活支援拠点等の整備は、協議やフローチャート作成、受け入れ事業者への説明等にとどまっており、対象者の登録や体験宿泊等事業の充実を早急にすすめていく必要があります。

計画相談支援における障がい者の計画相談のセルフプラン率は依然高い状況にあり、相談員の確保も難しい状況は変わっておらず、新規相談事業所の開設サポートや相談支援専門員の資格取得における費用等の補助金等を引き続き検討していきます。

児童発達支援は、約4割（アンケート回答結果）が保育園や幼稚園と併用しており、放課後等デイサービスの利用者は全員が学校に就学しています。今後は、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の一環として、保育所等訪問等を通じて、保育所、学校、放課後児童クラブ等と事業所が連携できるよう包括的な体制を整備していく必要があります。

医療的ケア児等の地域の受け入れ体制については、まだ1例1例、手探りの状況にあります。市として、受け入れ体制のガイドラインを作成し、医療的ケア児が地域で生活できるよう、体制整備をしていく必要があります。

# 第 3 章 計画の基本的な考え方

## 1 基本的理念

本計画の上位計画となる「第4次東海市総合福祉計画」では、「おもい つながり ささえあう」を基本理念とし、市民一人ひとりがお互いのことを理解し、認め合い、思いやる心を持ちながら、地域でつながり支え合うことで、誰もが安心して暮らすことのできるまちづくりを目指し、地域福祉の推進をしていくこととしています。

本計画においては、総合福祉計画の理念を踏まえ、基本理念を「障がい者が理解され障がい者が自らの意思で地域の中で暮らすまち東海市」とします。障がい児者等が必要とする障がい福祉サービスやその他の支援を受けつつ、自立と社会参加を図っていくことを基本として、地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、障がいのある人もない人も、それぞれがお互いを尊重し、地域、社会の中でふれあいながら暮らしていけるまちを目指していきます。

### 基本理念

**障がい者が理解され障がい者が自らの意思で地域の中で暮らすまち東海市**

## 2 基本方針

### (1) 包括的支援体制の構築を踏まえた相談支援

属性や世代に関わらず相談を受け止め、制度の狭間や複雑化・複合化した課題にも対応できるよう相談支援を行うとともに、障がい者の自立した日常生活又は社会生活を送るため、サービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応できるよう相談支援体制の充実を図ります。

### (2) 自分らしく生活するための参加支援

障がいに対して理解を深める機会を提供するとともに、福祉団体等と連携し、障がい者が地域社会等で活躍できる場づくりを進めます。また、障がい福祉サー



ビスの充実を図るとともに、事業者等と連携し、社会参加しやすい環境を整備し、様々な活動への参加を促進します。

### (3) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児やその家族が適切な支援を受けられるよう、医療、保健、福祉、教育の分野が連携し切れ目のない支援を行います。また、児童発達支援センターを中核とし、事業所が質の高い支援を提供できるよう人材育成を図ります。また、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の一環として、保育所等訪問等を通じて、保育所、学校、放課後児童クラブ等と事業所が連携できるよう包括的な体制を整備していきます。

## 3 計画の重点施策

### 重点施策 1 相談支援体制の強化

地域における障がい児者の自立と社会参加を支援するため、障がい者相談支援センター（基幹相談）を相談支援体制の中核とし、複合的な課題を抱えた家庭にも対応していくため、関係機関との連携を図り、重層的な相談支援の実施に取り組みます。また、福祉サービス利用の適切な支援を行うためのサービス等利用計画の作成を充足させ、サービス向上を図ります。

#### ○取組方向

- ・ 相談支援専門員の人材確保及び人材育成を図る
- ・ サービス等利用計画の作成を充足させ、必要な人が相談支援を受けられるよう相談支援体制を強化する

[主な事業]

- 障がい児者相談支援事業
- 障がい者相談員設置事業
- 障がい福祉サービス給付事業（障がい者相談支援給付）

## **重点施策 2 地域生活支援の充実**

住み慣れた地域で誰もが安心して暮らしていただけるように、地域生活支援の充実を図ります。訪問系サービスや日中活動の場、短期入所の確保等の拡充を図ります。また、地域生活支援拠点の整備を進め、「体験の機会・場」及び「緊急時の受け入れ・対応」の機能を充実させます。

また、災害時に支援が必要な人が安心して地域で生活できるよう避難支援体制を整備します。

### **○取組方向**

- ・ 地域生活支援拠点の機能強化
- ・ グループホームを始めとする居住支援の充実
- ・ 避難行動要支援事業の充実

[主な事業]

- 地域生活支援事業
- 障がい福祉サービス給付事業
- 災害時避難行動要支援者支援事業

## **重点施策 3 障がいへの理解促進と権利擁護支援の充実**

様々な障がいについて、市民の関心と理解を深めるための啓発を行い、虐待防止、差別解消、成年後見制度の利用の促進を図り、障がい児者等の権利擁護への取組を充実させます。また、地域で安心して暮らして行けるよう社会福祉協議会（日常生活支援事業）との連携も強化していきます。

### **○取組方向**

- ・ 障がい児者への差別の解消、虐待の防止を図るための周知・啓発
- ・ 成年後見制度の利用促進と周知・啓発

[主な事業]

- 障がい者理解促進事業
- 障がい者等虐待防止啓発事業
- 成年後見利用促進事業負担金

## 重点施策4 社会参加等の促進

障がい児者がスポーツ、文化活動等の社会活動への参加を促進するため、関係機関、団体と連携を図り、社会参加できる機会を作ります。また、地域活動支援センターの利用促進や障がい者の移動を支援することで、障がい者の社会参加及び地域福祉を推進します。

### ○取組方向

- ・ 地域活動支援センターの利用促進
- ・ 障がい児者の移動支援

[主な事業]

- 身体障害者福祉協議会・手をつなぐ育成会・肢体不自由児者父母の会補助事業
- 障がい福祉タクシー利用助成事業
- 地域活動支援センター設置事業

## 重点施策5 発達支援体制の強化

障がい児とその家族の支援は、国の指針でも強化が課題とされており、児童発達支援センターを中核とし、事業所が質の高い支援を提供できるよう人材育成を図ります。また、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の一環として、保育所等訪問等を通じて、保育所、学校、放課後等児童クラブ等と事業所が連携できるよう包括的な体制を整備していきます。

医療的ケア児等の支援については、地域の受け入れ体制のガイドラインの作成を行い整備します。

保護者向けのペアレントトレーニングを実施し、発達特性のある子どもを育てる保護者への支援を行います。

### ○取組方向

- ・ 事業所の専門性の強化と地域社会の包括的な連携体制の整備
- ・ 医療的ケア児等の地域の受け入れ体制のガイドラインの作成
- ・ 発達特性のある子どもの家庭での育ちの支援

[主な事業]

- 障がい児福祉サービス給付事業

- 障がい児児童福祉サービス給付事業
- 医療的ケア児保育支援事業

# 第4章 成果目標

国の基本指針に基づき、各項目における数値目標等を掲げ、その達成を目指した施策を推進します。

## 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目		目標	
①	地域生活移行者数	移行者数 3人以上 令和4年度実績 0人 令和8年度目標 3人	
②	施設入所者削減数	削減数 2人以上 (施設入所者) 令和4年度実績 40人 令和8年度目標 38人	

## 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目		目標	
①	地域移行に伴う基盤整備量	地域移行者数 2人	

## 3 地域生活支援の充実

項目		目標	
①	地域生活支援拠点の整備	地域生活支援拠点の面的整備	
②	地域生活支援拠点等の機能充実	地域生活支援拠点等の機能充実のための効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	
③	地域生活支援拠点等の支援の実績等を踏まえた運用状況の検証及び検討	年1回以上の検証及び検討	
④	強度行動障がいに関する支援体制の整備等	強度行動障がいを有する人に関する状況等の把握及び地域の関係機関が連携した支援体制の整備	

#### 4 福祉施設から一般就労への移行等

	項目	目標
①	年間一般就労移行者数	移行者数 30人以上 令和3年度実績 23人 令和8年度目標 30人
②	就労移行支援事業の一般就労移行者数	移行者数 20人以上 令和3年度実績 15人 令和8年度目標 20人
③	就労継続支援 A 型の一般就労移行者数	移行者数 6人以上 令和3年度実績 4人 令和8年度目標 6人
④	就労継続支援 B 型の一般就労移行者数	移行者数 4人以上 令和3年度実績 3人 令和8年度目標 4人
⑤	一般就労移行率が5割以上の一般就労移行支援事業所の割合	全体の5割以上
⑥	就労定着支援事業の利用者数	利用者数 30人以上 令和3年度実績 21人 令和8年度目標 30人
⑦	就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合	2割5分以上

#### 5 相談支援体制の充実・強化等

	項目	目標
①	基幹相談支援センター	基幹相談支援センターの設置
②	相談支援体制の強化	地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保（第5章に相談支援体制の強化の取組見込み量を記載）
③	地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組	個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組及び必要な協議会等の体制の確保（第5章に相談支援体制の強化の取組見込み量を記載）

## 6 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

項目		目標
①	都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修等への市町村職員の参加人数	参加人数 3人以上 令和4年度実績 2人 令和8年度目標 3人
②	障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	審査結果を共有する体制を構築（第5章に障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の情報共有の見込み量を記載）

## 7 障がい児支援の提供体制の整備等

項目		目標
①	児童発達支援センターの設置	市内に1か所以上
②	障がい児の地域社会への参加・包括を推進する体制の構築	障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築（第5章に障がい児支援の提供体制の整備等の見込み量を記載）
③	保育所等訪問支援の実施	市内に2か所以上
④	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	市内に1か所以上
⑤	主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	市内に1か所以上
⑥	市町村ごとの医療的ケア児支援のための協議の場の設置	市において協議の場の設置
⑦	市町村ごとの医療的ケア児等コーディネーターの配置	市内に1人以上配置 市内の指定特定計画相談事業所に1人以上配置

# 第5章 障がい福祉サービスの見込み量と確保方策等

過去の利用状況を踏まえるとともに、アンケート調査における利用意向を把握しながら見込み量を算出しました。

## 1 障がい福祉サービス

	単位	実績値		見込量(前期分のみ記載) ※令和9年度以降については、中間見直し時において再度算出			
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
居宅介護(者・児)	時間/月	3,857	3,705	4,038	4,402	4,798	5,230
	人/月	170	165	172	178	186	193
重度訪問介護	時間/月	1,038	717	731	746	761	776
	人/月	4	5	6	6	7	8
同行援護	時間/月	29	59	74	94	118	149
	人/月	4	6	9	12	18	26
行動援護(者・児)	時間/月	175	165	221	296	397	532
	人/月	3	3	5	7	10	15
重度障がい者等包括支援	単位/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
生活介護 (うち重度障がい者分)	人日/月	3,255 (492)	3,296 (498)	3,329 (503)	3,362 (508)	3,396 (513)	3,430 (518)
	人/月	161 (26)	170 (27)	172 (27)	173 (27)	175 (28)	177 (28)
自立訓練(機能訓練)	人日/月	14	1	12	12	12	12
	人/月	1	0	1	1	1	1
自立訓練(生活訓練) (うち精神障がい者分)	人日/月	13	19	23	27	32	38
	人/月	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	2 (2)	2 (2)
就労選択支援	人/月	-	-	-	-	10	20



	単位	実績値		見込量(前期分のみ記載) ※令和9年度以降については、中間見直し時において再度算出			
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
就労移行支援	人日/月	390	434	477	525	578	635
	人/月	26	27	30	33	36	40
就労継続支援 (A型)	人日/月	1,006	1,026	1,077	1,131	1,188	1,247
	人/月	53	54	57	61	64	68
就労継続支援 (B型)	人日/月	3,894	3,973	4,052	4,134	4,216	4,301
	人/月	220	237	246	256	267	277
就労定着支援	人/月	21	21	23	26	29	32
療養介護	人/月	9	9	9	10	10	11
短期入所(福祉 型)(者・児) (うち重度障がい者分)	人日/月	225 (24)	205 (22)	226 (24)	248 (27)	273 (29)	300 (32)
	人/月	90 (10)	81 (10)	89 (11)	98 (12)	108 (13)	119 (15)
短期入所(医療 型)(者・児) (うち重度障がい者分)	人日/月	33 (11)	34 (11)	37 (12)	41 (13)	45 (15)	50 (16)
	人/月	12 (7)	13 (7)	14 (8)	16 (9)	17 (9)	19 (10)
自立生活援助 (うち精神障がい者分)	人/月	0 (0)	0 (0)	2 (2)	2 (2)	3 (3)	3 (3)
共同生活援助 (うち精神障がい者分) (うち重度障がい者分)	人/月	111 (35) (3)	134 (43) (3)	151 (48) (3)	171 (55) (4)	193 (62) (4)	218 (70) (5)
	施設入所支援	人/月	40	39	39	38	38
市町村における令和 8年度末の長期入院 患者の地域移行に伴 う地域の精神保健医 療福祉体制の基盤整 備量(県算出)	人	0	0	2	2	2	2

### ○見込み量を確保するための方策

居宅介護や重度訪問介護等の訪問系サービスについては、障がい者の重度化・高齢化や介護者の高齢化等により、今後も利用者が増加していくことが予想されますが、市内に事業所が不足している状況となっていることから、新たな事業所の確保等、サービス提供体制の拡大を図ります。

また、ヘルパー等の福祉に携わる専門的な人材が不足しており、利用者のニーズに対応できていない状況があることから、事業者に対して県が実施する研修等への参加を促し、人材育成を図ります。

就労継続支援A型及びB型については、市内に事業所が増加しており、サービスの提供体制は確保されつつあるが、生活介護及び短期入所については、市内に事業所が不足しており、市外の事業所を利用する方が多い現状となっています。

協議会の部会等を活用して、事業所間の情報交換及び研修等を行うとともに、事業所に対して、利用者のニーズの情報を提供し、新たな事業所を確保する等、サービス提供体制の拡大を図ります。

共同生活援助を始めとする居住系サービスについては、親亡き後を見据え今後も利用の伸びが想定されるため、事業所に対して、整備を働きかけるとともに運営の支援を行います。また、自立生活援助及び施設入所支援について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、地域移行の推進を前提としつつ、必要な人へのサービス提供量を適切に確保できるよう広域的な対応によるサービス提供を図ります。

## 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

			実績値		見込み量(前期分のみ記載) ※令和9年度以降については、中間見直し時において再度算出			
			3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数(目標設定及び評価の実施を含む)	回		4	5	5	5	5	5
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への参加者数	保健関係者	人	1	1	1	1	1	1
	医療関係者	人	4	4	4	4	4	4
	福祉関係者	人	9	9	9	9	9	9

### ○見込み量を確保するための方策

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、協議会において、保健関係者、医療関係者、福祉関係者が連携して、精神障がい者を支援する体制を構築します。

### 3 地域生活支援の充実

#### (1) 地域生活支援拠点等

	単位	実績値		見込量(前期分のみ記載) ※令和9年度以降については、中間見直し時において再度算出			
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
地域生活支援拠点等の設置箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1
コーディネーター配置人数	人	0	0	0	0	1	1
地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた検証等の実施回数	回	1	1	1	1	1	1
避難行動要支援者支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施

#### ○見込み量を確保するための方策

地域生活支援拠点については、部会等において、情報交換や研修等を行い、コーディネーターの設置も含めて、地域生活支援拠点の機能の充実に取り組みます。特に、緊急時の受け入れについては、喫緊の課題となっていることから、市内の事業所も含めて課題を共有し、緊急時の受け入れ体制を整備します。

また、災害時に一人で避難することができない障がい児者等を支援するため、避難行動要支援事業として、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、消防機関、町内会・自治会、民生委員等の関係機関と情報共有し、個別避難計画の作成を推進します。

#### (2) 地域生活支援事業

	実績値		見込量(前期分のみ記載) ※令和9年度以降については、中間見直し時において再度算出			
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	実施	未実施	未実施	未実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
成年後見制度法人後見支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
意思疎通支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具(件)	8	2	8	8	9	10
	自立生活支援用具(件)	14	12	12	12	13	14
	在宅療養等支援用具(件)	13	13	13	13	13	13
	情報・意思疎通支援用具(件)	13	13	13	13	13	13
	排泄管理支援用具(件)	2,156	2,235	2,235	2,240	2,240	2,245
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)(件)	6	2	2	2	3	3
手話奉仕員養成研修事業(人)		18	20	20	20	20	20
移動支援事業	人数	207	150	168	188	211	236
	時間/月	1,165	1,273	1,235	1,198	1,162	1,127
地域活動支援センター	人数/年	2,349	2,466	2,713	2,984	3,282	3,610
訪問入浴サービス	延べ回数	37	17	17	17	17	17
地域デイサービス事業	人数/年	18	16	16	16	16	16
日中一時支援 A 型事業(者)	人数/年	21	20	20	20	20	20
日中一時支援 B 型事業(児)	人数/年	0	0	0	0	0	0
巡回支援専門員制度		実施	実施	実施	実施	実施	実施
障がい者(児)スポーツ大会		実施	実施	実施	実施	実施	実施
声の広報		実施	実施	実施	実施	実施	実施

### ○見込み量を確保するための方策

理解促進・啓発事業については、市内の福祉事業者や関係団体と連携した啓発事業に取り組むとともに、広報紙による定期的な啓発、学校等と連携した福祉学習等を実施します。また、成年後見制度については、特定非営利活動法人知多地域権利擁護支援センターに委託し、障がい児者の権利擁護の推進をより一層推進します。

地域活動支援センターについては、障がい者の社会参加等を推進するため、機能の充実を図り、利用しやすい環境を整備します。

障がい児者が社会参加しやすい環境を整備するため、移動支援事業を実施するとともに、移動手段を確保するため、タクシーの利用助成やバスの利用補助等を実施します。

障がいのある人が地域で安心して生活できるよう利用者のニーズに応じた地域生活支援事業を実施するとともに、障がい福祉サービスも含めて、地域生活支援事業の利用促進を図るため、市民に対しサービスのPRを図ります。

#### 4 発達障がい者等に対する支援

		実績値		見込量(前期分のみ記載) ※令和9年度以降については、中間見直し時において再度算出			
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
ペアレントトレーニング やペアレントプログラム 等の支援プログラム 等の受講者数及び実 施者数	受講者数 (人)	0	7	10	10	15	15
	実施者数 (人)	0	0	1	1	2	2
ペアレントメンターの人数	人	0	0	0	1	2	3
ピアサポートの活動への参加人数	人	0	0	0	1	3	5

##### ○見込み量を確保するための方策

ペアレントトレーニングについては、保護者が気軽に参加できるよう身近な場所で定期的を開催していきます。乳幼児健診等を利用して、早期から保護者へ周知し、子どもの発達特性に合わせた対応を知ることができるようにしていきます。また、同じ障がい児を持つ保護者等同士が不安や悩みを共有することができる活動の場を提供します。

#### 5 障がい児支援の提供体制の整備等

		実績値		見込量(前期分のみ記載) ※令和9年度以降については、中間見直し時において再度算出			
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
児童発達支援	人日/月	1,418	1,528	1,573	1,620	1,668	1,718
	人/月	110	112	115	118	121	124

放課後等デイサービス	人日／月	3,666	4,276	4,874	5,556	6,333	7,219	
	人／月	266	290	324	362	405	453	
保育所等訪問支援	人日／月	10	10	13	17	22	29	
	人／月	9	7	8	9	10	11	
居宅訪問型児童発達支援	人日／月	0	0	0	0	0	0	
	人／月	0	0	0	0	0	0	
医療型障がい児入所支援	人日／月	0	0	0	5	5	10	
	人／月	0	0	0	1	1	2	
障がい児相談支援	人／月	63	68	73	78	84	90	
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数		人	6	7	8	9	10	11
加配保育士が保育する児童の見込み量	保育所(公立)	人	120	117	133	125	125	125
	保育所(民間)	人	0	0	0	0	0	0
	幼稚園	人	0	0	0	0	0	0
	認定こども園	人	0	0	0	0	0	0
	放課後等児童健全育成事業	人	135	129	126	132	130	129

### ○見込み量を確保するための方策

地域社会への参加・包容（インクルージョン）の一環として、障がい児が地域で自分の能力に応じて自分らしく生活するために、児童発達支援センターを中核とし、保育所等訪問等を通じて、保育所、学校、放課後児童クラブ等と事業所が連携できるよう包括的な体制を整備していきます。

医療的ケア児等とその家族が抱える課題は多岐にわたっています。医療的ケア児支援センターと連携をし、医療的ケア児等の地域の受け入れ体制のガイドラインを作成し、医療的ケア児等コーディネーターが中心となり体制整備を行います。

## 6 相談支援体制の充実・強化等

			実績値		見込み量(前期分のみ記載) ※令和9年度以降については、中間見直し時において再度算出			
			3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
計画相談支援	人/月	100	99	109	120	132	145	
地域移行支援 (うち精神障がい者)	人/月	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	2 (2)	2 (2)	
地域定着支援 (うち精神障がい者)	人/月	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	2 (2)	2 (2)	
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	回	5	6	6	6	6	6
	地域の相談支援事業者に対する人材育成の支援件数	回	5	6	6	6	6	6
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	5	6	6	6	6	6
	個別事例の支援内容の検証の実施回数	回	3	3	3	3	3	3
	主任相談支援専門員の配置数	人	1	2	2	2	2	2
地域のサービス基盤の開発・改善	相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	回	3	3	3	3	3	3
	専門部会の設置数	-	1	1	1	1	1	1
	専門部会の実施回数	回	5	6	6	6	6	6
相談支援事業	基幹相談支援センター等機能強化事業		実施	実施	実施	実施	実施	実施
	住宅入居等支援事業		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	実施

### ○見込み量を確保するための方策

相談支援については、指定特定相談支援事業所や相談支援専門員が不足していることから、セルフプランの割合が多い状況となっています。新たな事業所の確保を図るとともに、既存事業所の人材育成を図り、相談支援体制の強化を図ります。

また、計画相談支援、地域相談支援、一般的な相談支援及び基幹相談支援センター等のそれぞれの相談支援機能の強化を図るため、基幹相談員がその他の相談支援業務と兼務することなく、役割分担を明確にすることで、基幹相談支援センターの機能の

強化を図るとともに、様々な事業所と連携し、セルフプランの割合を現状の半分以下となるよう取り組みます。

また、部会において、相談支援事業所の人材育成や個別事例の検証等を行います。

## 7 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

			実績値		見込量(前期分のみ記載) ※令和9年度以降については、中間見直し時において再度算出			
			3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
計画的な人材養成の推進	都道府県による相談支援専門員研修の修了者数	人	1	3	3	3	3	3
	サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修修了者数	人	6	20	20	20	20	20
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の情報共有		回	0	0	2	2	2	2

### ○見込み量を確保するための方策

都道府県が実施する研修に参加するとともに、計画的な人材養成の推進を図るため、相談支援専門員研修、サービス管理責任者研修等の参加促進に向けて、市内事業者に対し、周知を行います。部会において、意思決定支援ガイドラインを活用した研修を行います。



# 第 6 章 計画の推進体制

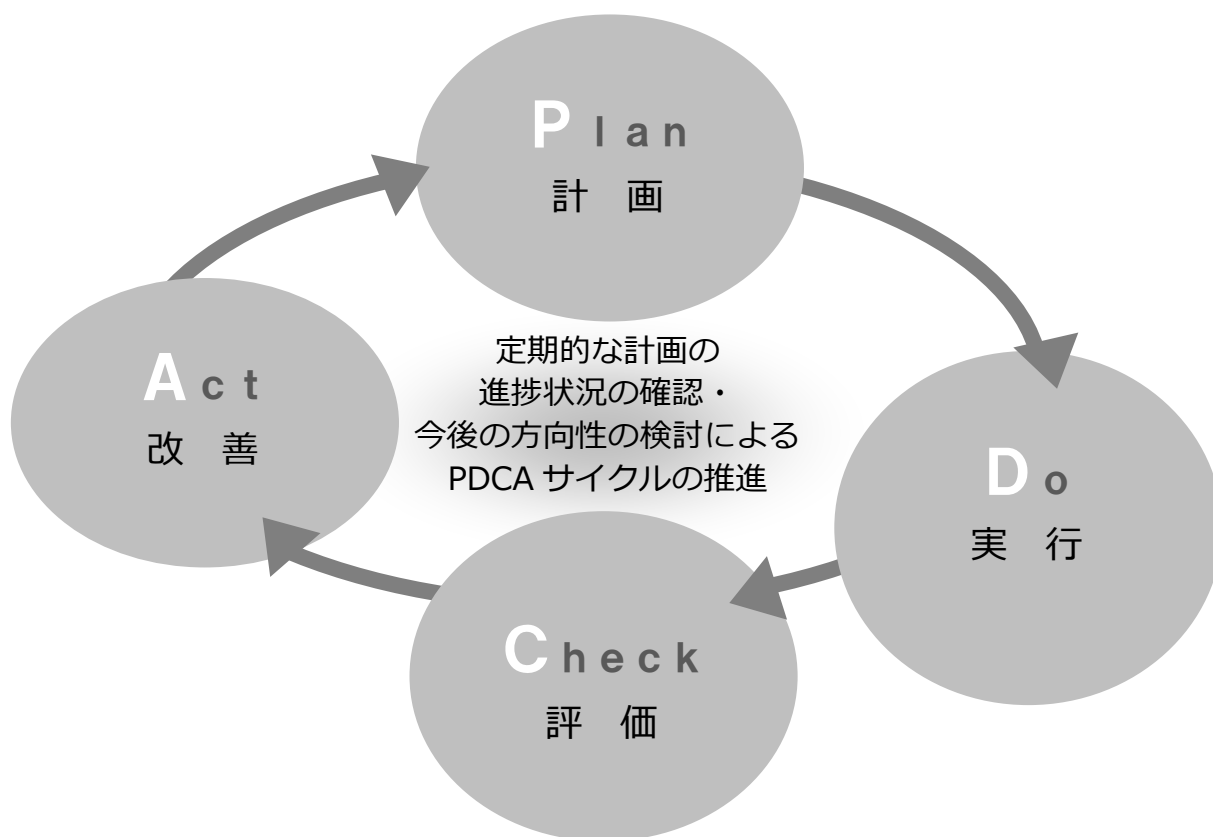
## 1 計画の推進

本計画を推進するに当たっては、協議会、障がい者団体、障がい福祉サービス事業者、医療関係者等、障がい者の自立と社会参加に関わる関係機関の意見を聞きながら、東海市総合福祉計画等や関係施策等と連携、協働して進めていきます。

## 2 計画の進捗管理

本計画の実現に向けては、毎年度、PDCAサイクルによる計画の推進・点検・評価を行います。この評価を協議会に報告し、適切な福祉サービスの提供が行われるよう、必要に応じて各種施策の見直しを行います。推進に当たって、PDCAサイクルのプロセスは、次の通りです。

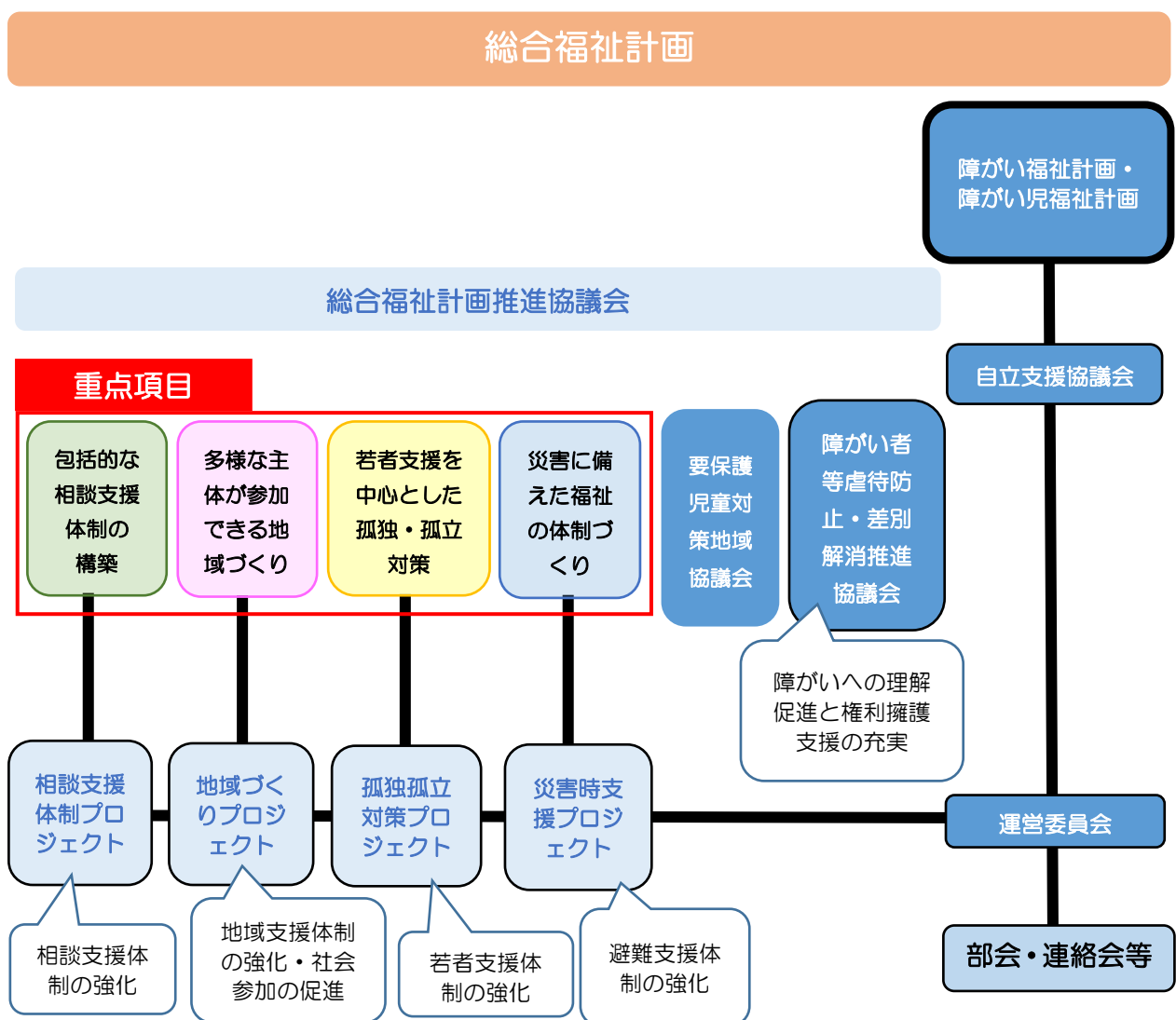
### ■PDCA イメージ



### 3 協議会の体制図

協議会とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律において、設置が義務付けられており、地域の課題を共有し、その課題を踏まえてサービス提供体制の整備を進めるため、協議を重ねています。

本市では、地域課題、困難ケース等について、運営委員会や総合福祉計画推進協議会の下部組織である各専門プロジェクトにおいて検討を行い、協議会への報告を行う仕組みとしています。

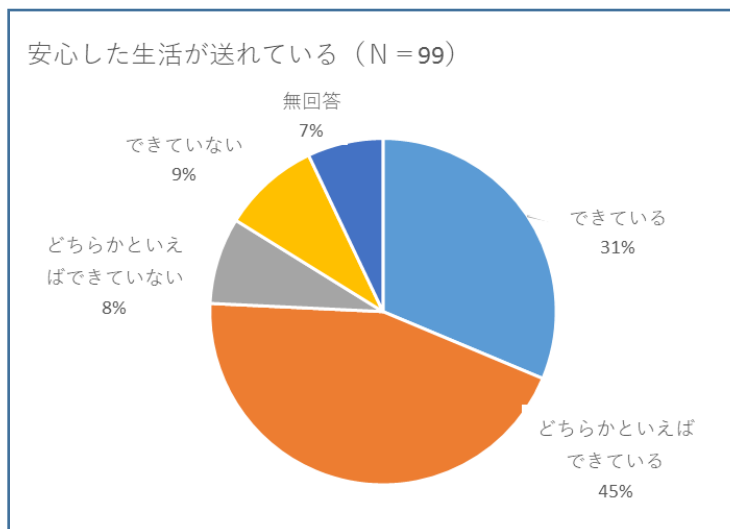
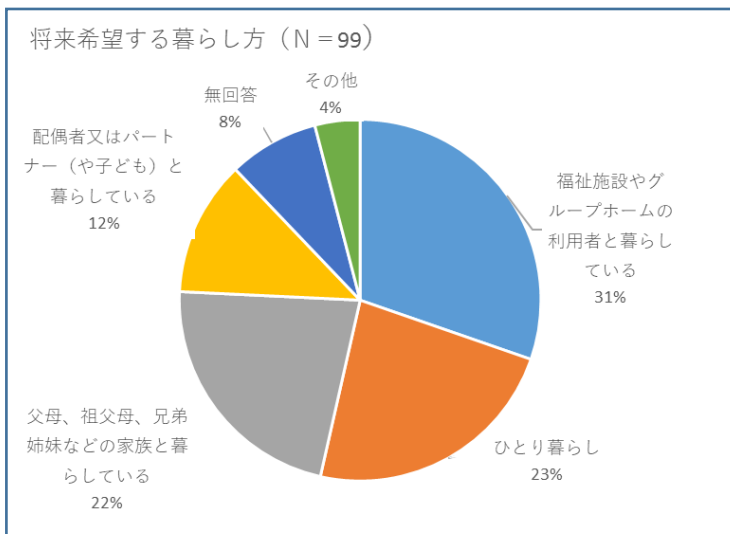
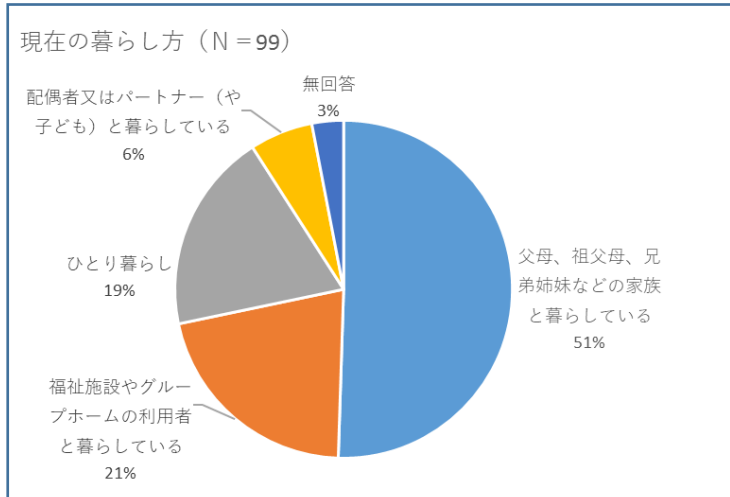


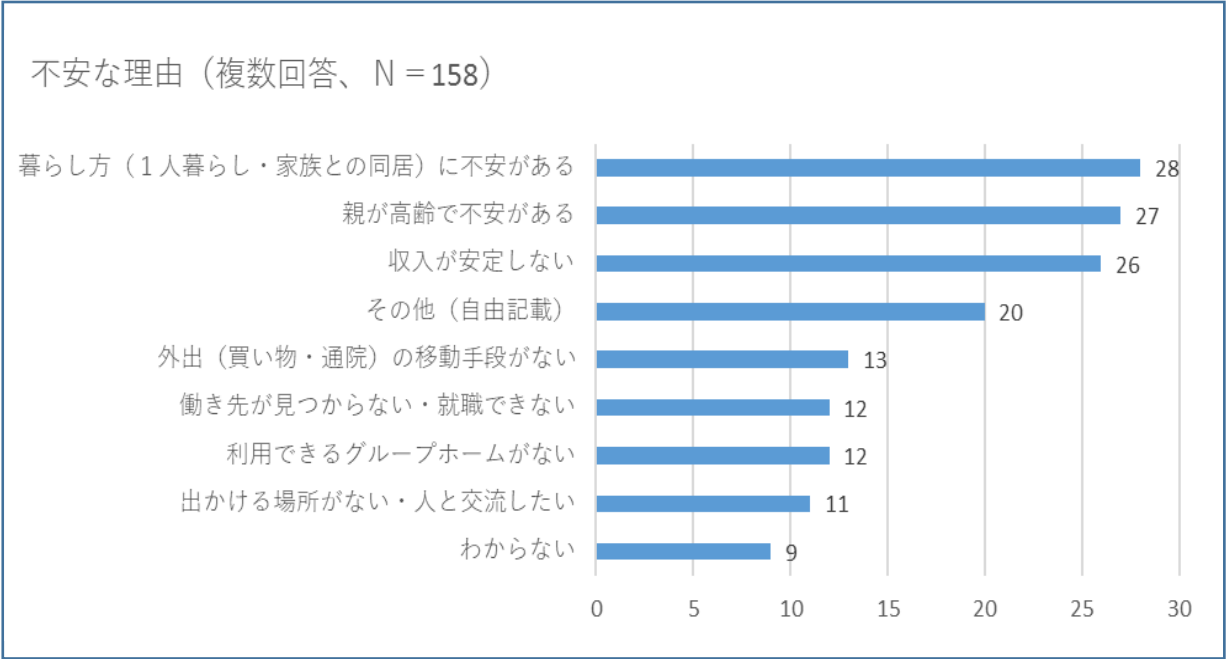
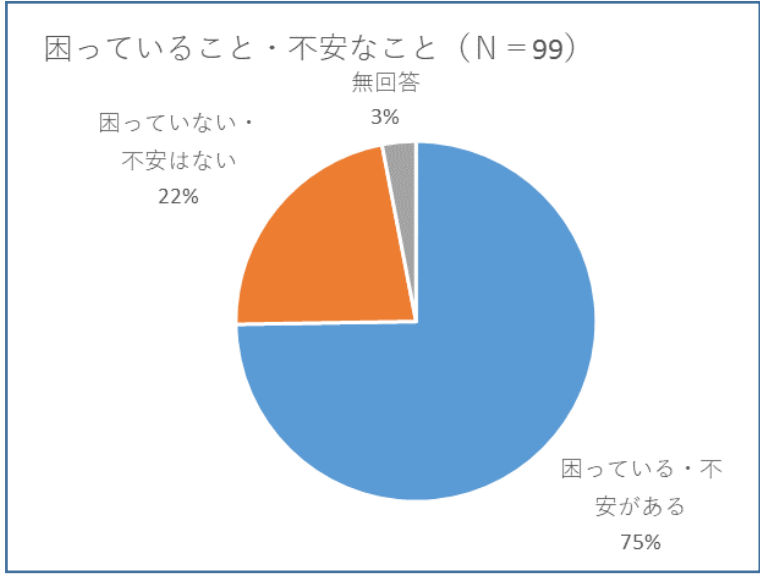
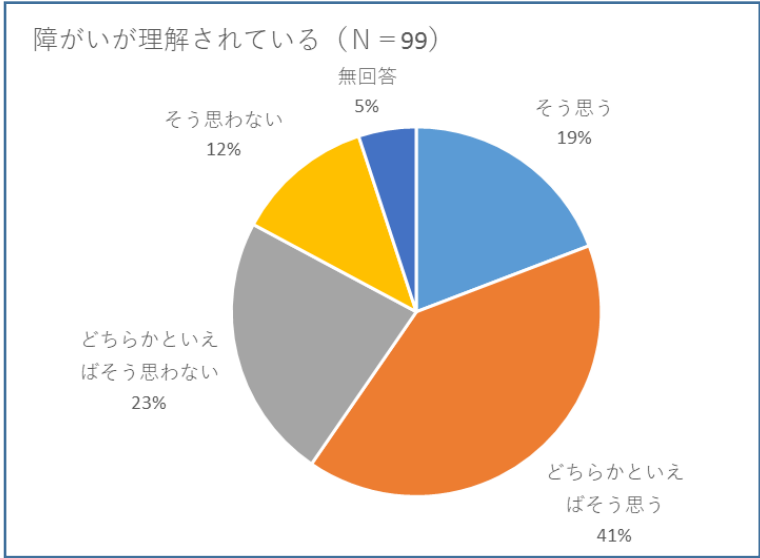
※部会・連絡会等は、専門性や必要性等を鑑み、協議会において協議・検討し、必要に応じて設置するもの。

# 資料編

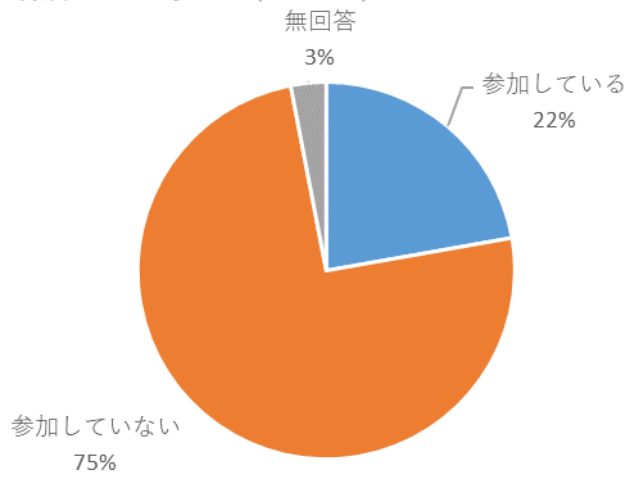
## 1 アンケート調査結果

### ■各手帳所持者のうち障がい福祉サービス利用ありの方の結果

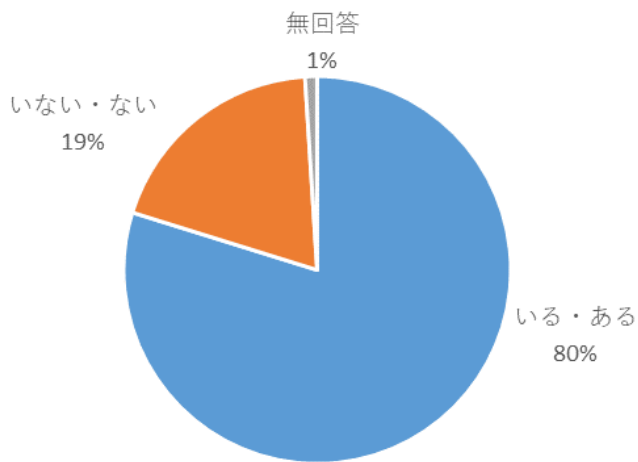




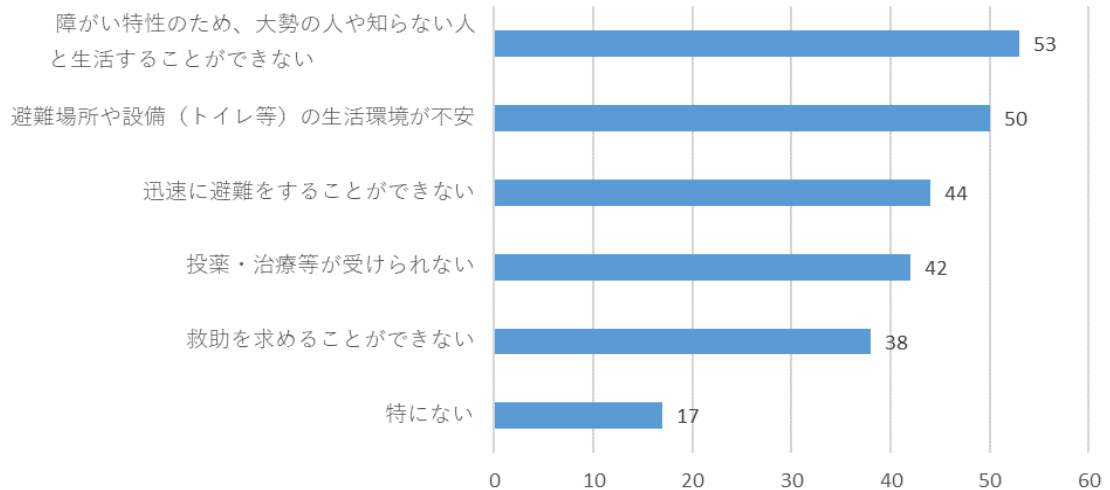
### 地域活動への参加 (N = 99)



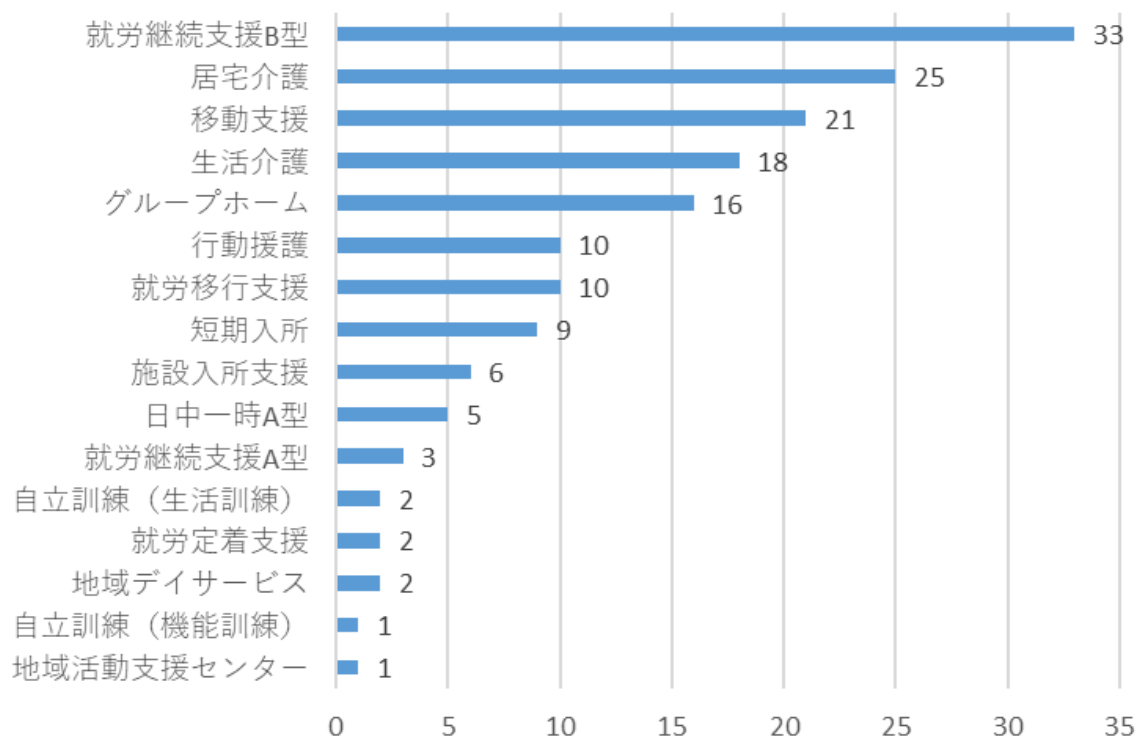
### 緊急時に助けてくれる人がいる (N = 99)



### 災害時に困ること (複数回答、N = 244)

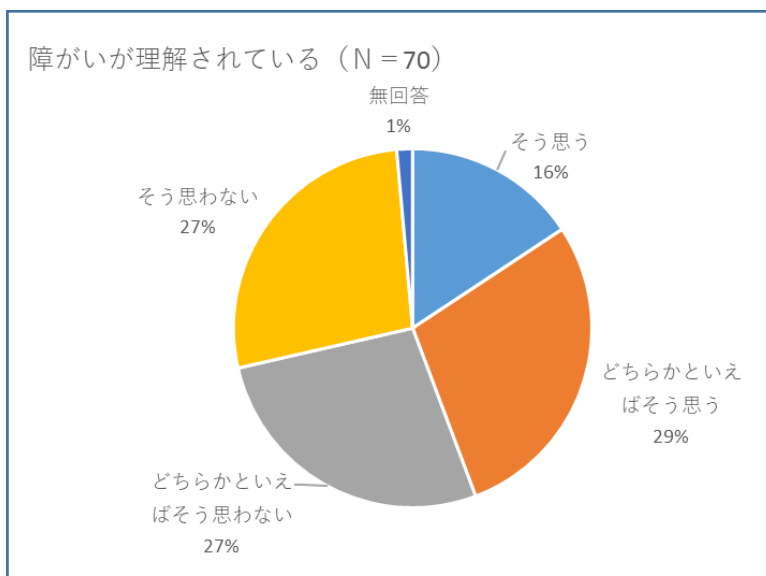
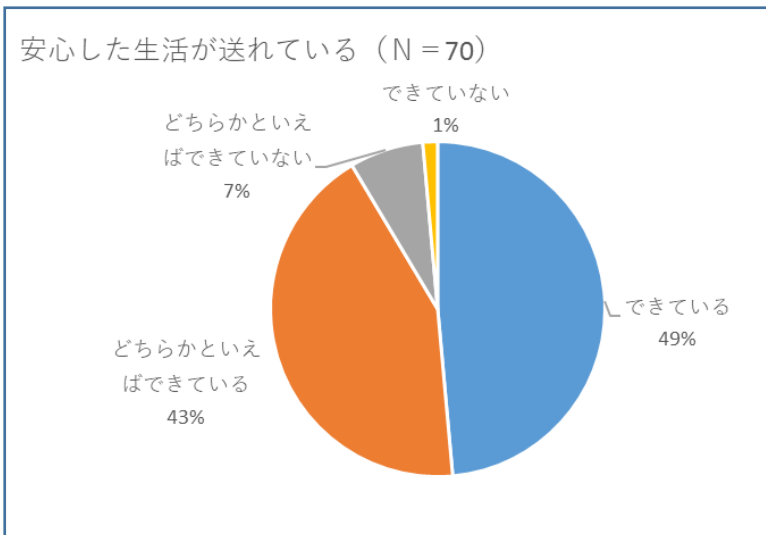
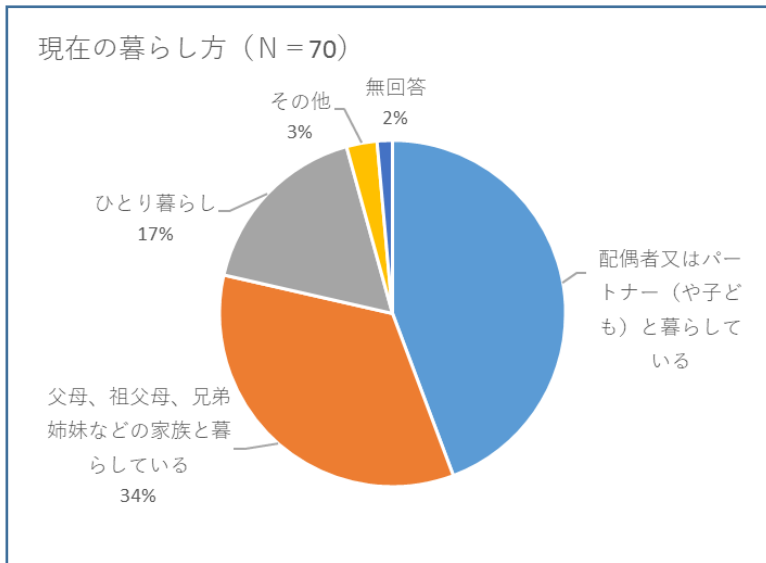


障がい福祉サービスの利用状況（複数回答、N = 164）

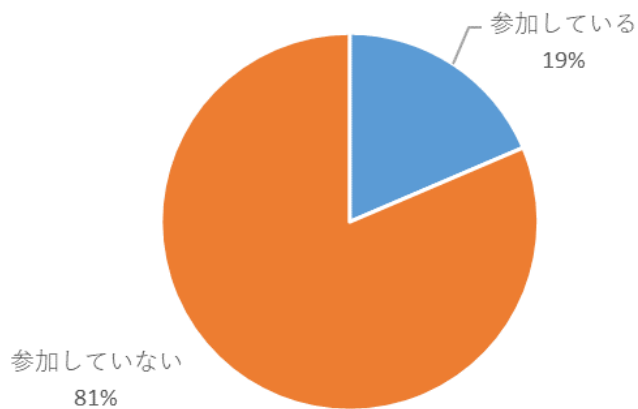


区分	満足している	どちらかと言えば満足している	どちらかと言えば満足していない	満足していない	合計	利用してみたい
居宅介護	11	9	4	1	25	4
行動援護	3	3	3	1	10	3
短期入所	0	4	4	1	9	4
生活介護	5	6	6	1	18	2
施設入所支援	0	4	1	1	6	5
グループホーム	5	8	2	1	16	20
自立訓練（生活訓練）	2	0	0	0	2	3
自立訓練（機能訓練）	0	1	0	0	1	2
就労移行支援	6	1	2	1	10	4
就労定着支援	1	0	1	0	2	6
就労継続支援A型	1	0	1	1	3	7
就労継続支援B型	13	15	3	2	33	4
移動支援	9	6	6	0	21	7
日中一時A型	1	3	1	0	5	5
地域デイサービス	0	2	0	0	2	6
地域活動支援センター	1	0	0	0	1	2

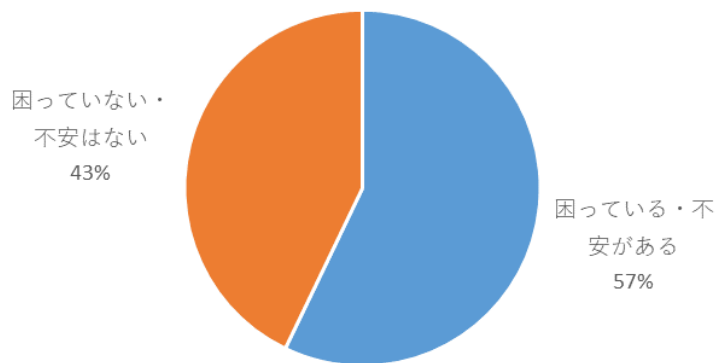
■各手帳所持者のうち障がい福祉サービス利用なしの方の結果



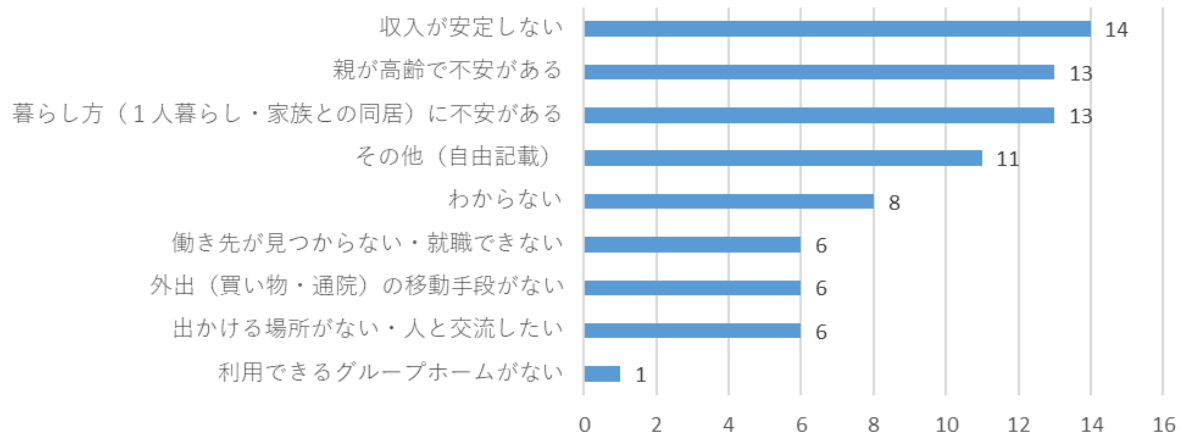
### 地域活動への参加 (N = 70)



### 困っていること・不安なこと (N = 70)

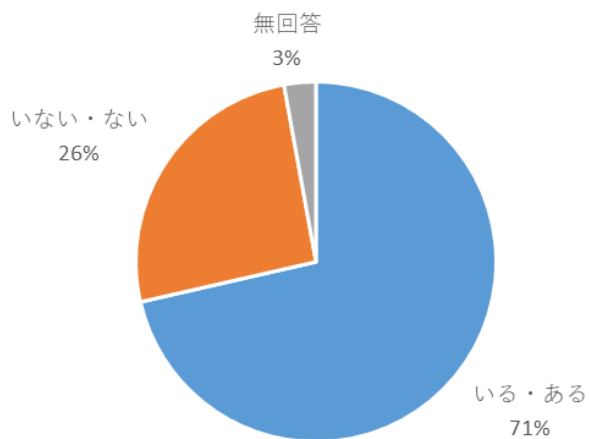


### 不安な理由 (複数回答、N = 78)

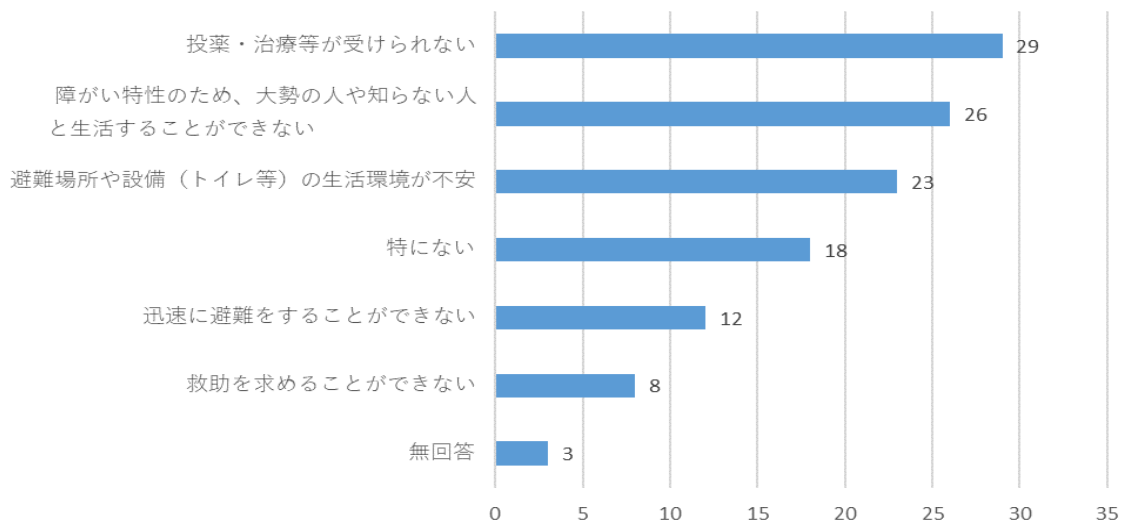




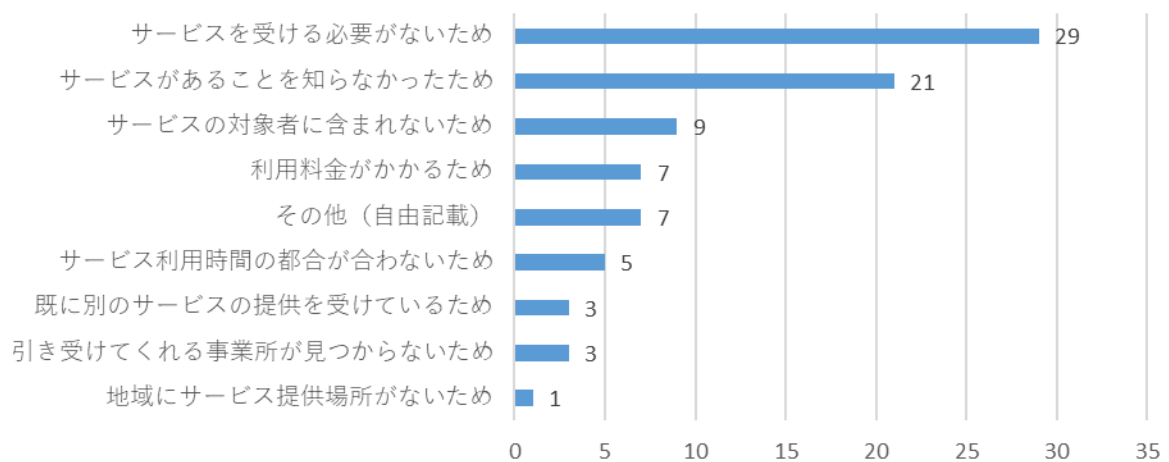
緊急時に助けてくれる人がいる (N = 70)



災害時に困ること (複数回答、N = 119)

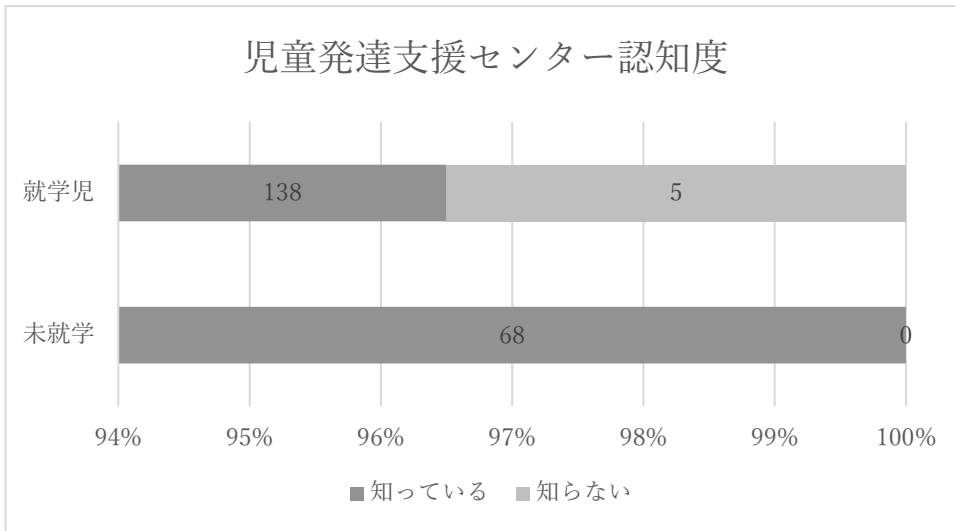


サービスを受けていない理由 (複数回答、N = 85)

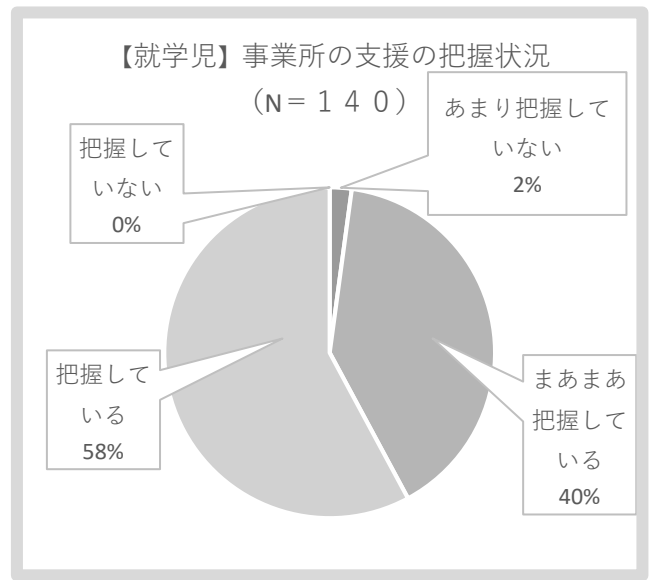
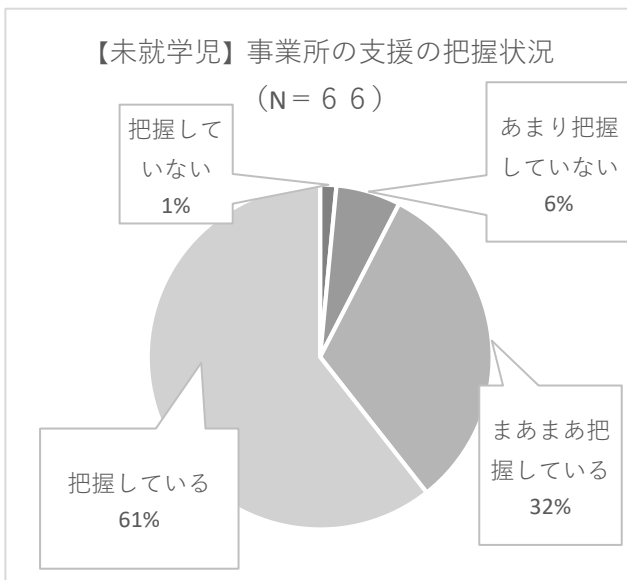
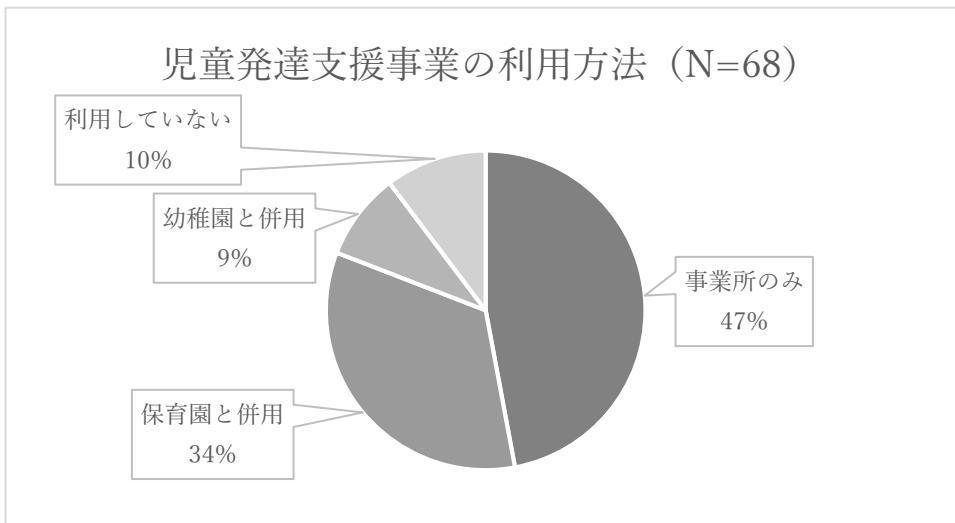


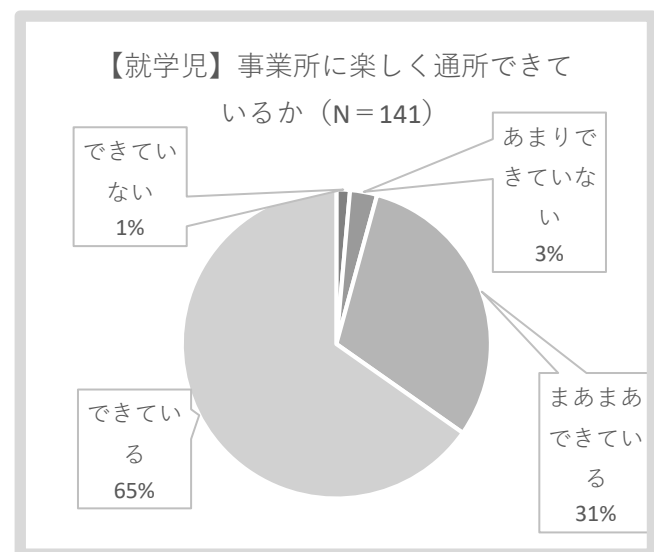
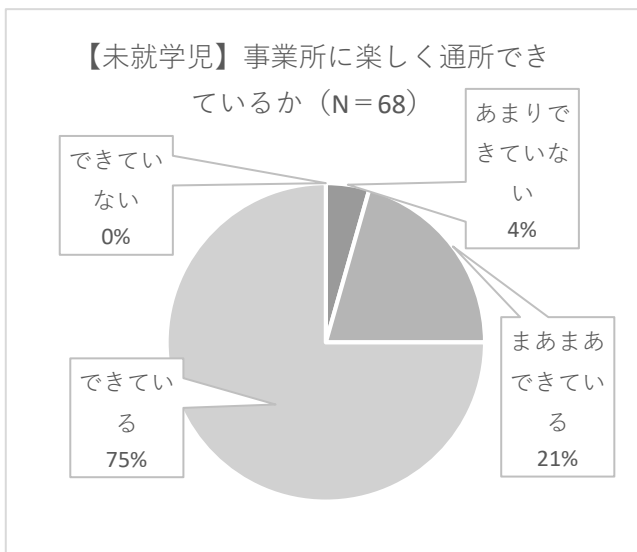
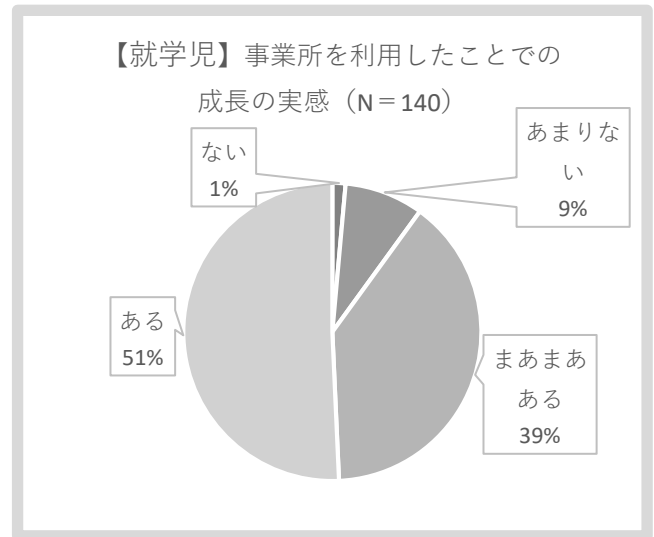
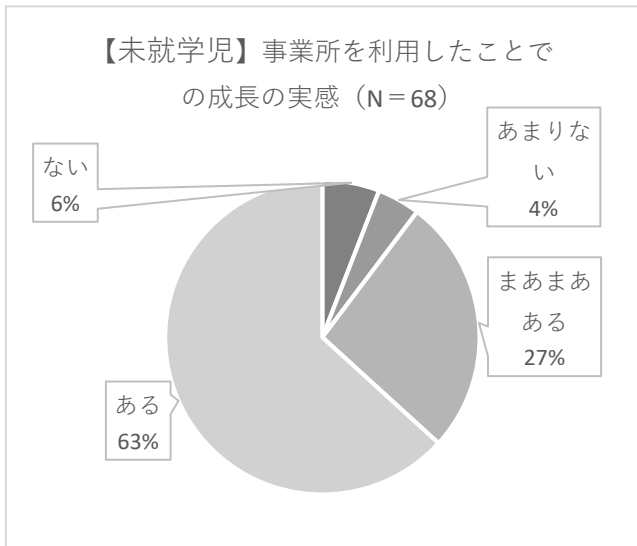
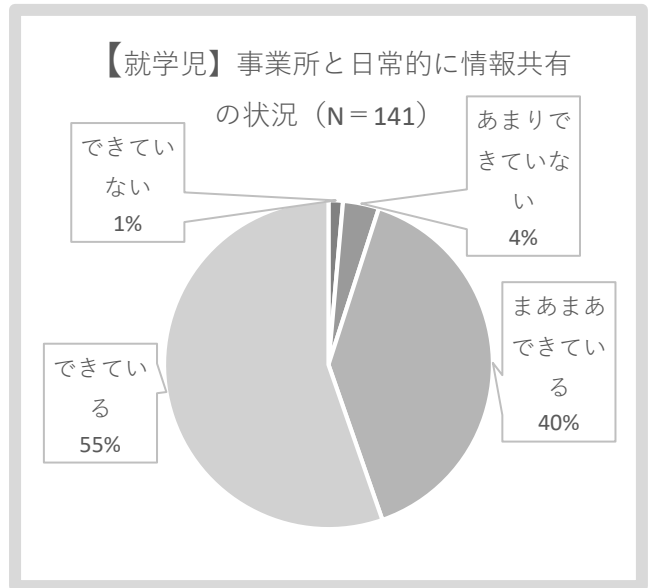
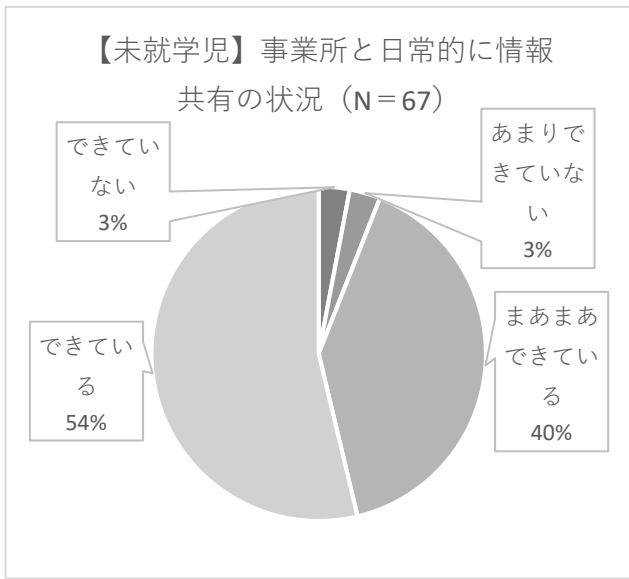
## ■障がい福祉サービス利用児の保護者のアンケート結果

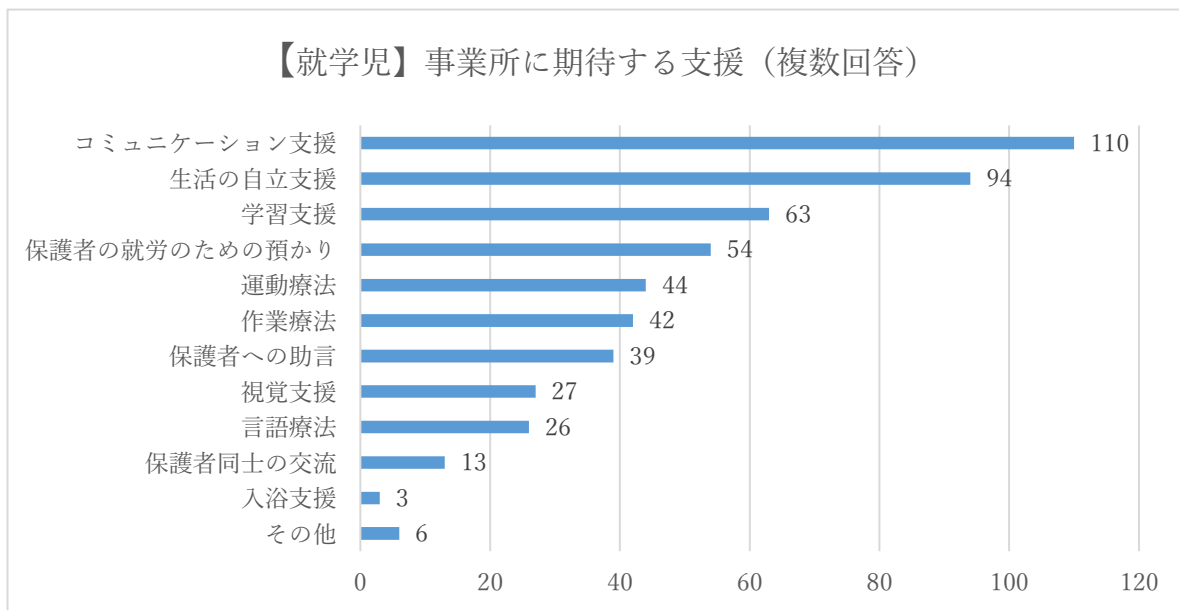
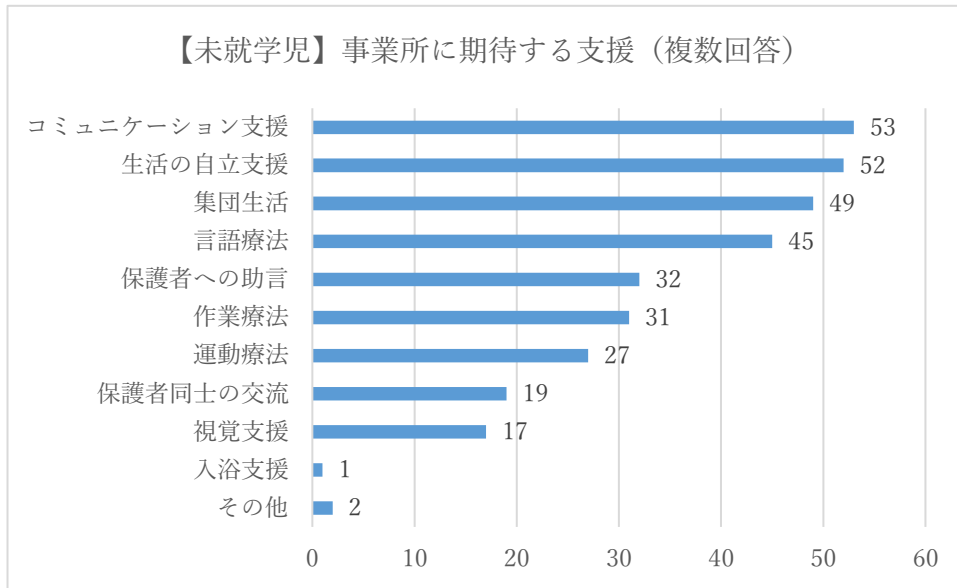
### 児童発達支援センターの認知度



### 通所サービス支援事業について





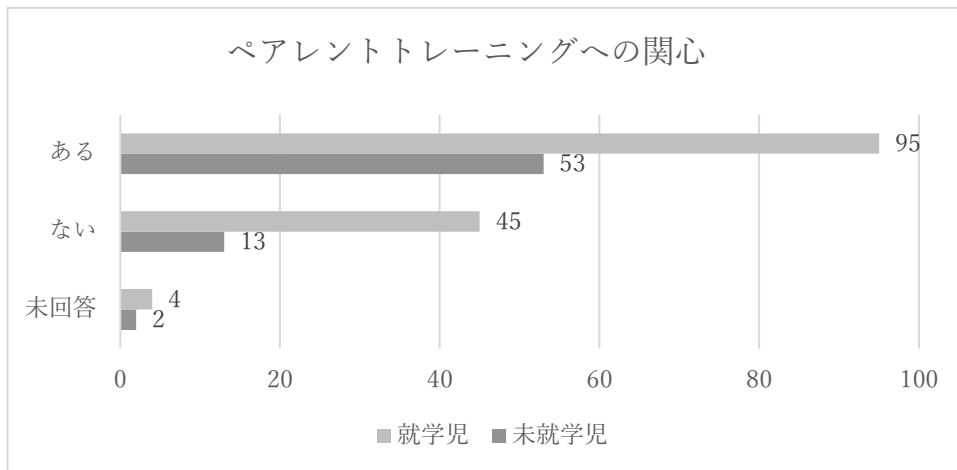


その他：家庭以外での安心出来る居場所、子供の余暇活動の支援、就労に向けた SST（ソーシャルスキルトレーニング）

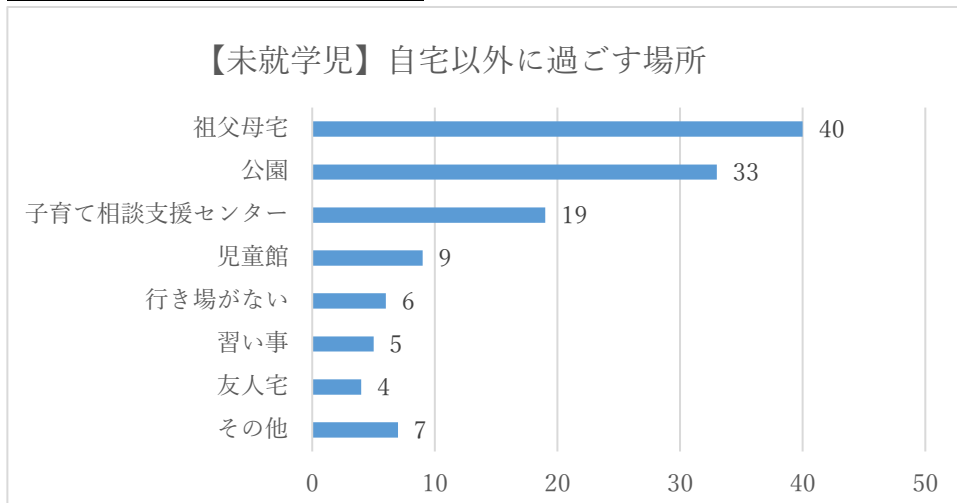
体を動かす、地域交流で、障がいを理解して欲しい、保護者の自由時間の確保

本人が楽しく通い、本人の人権を尊重してくれること

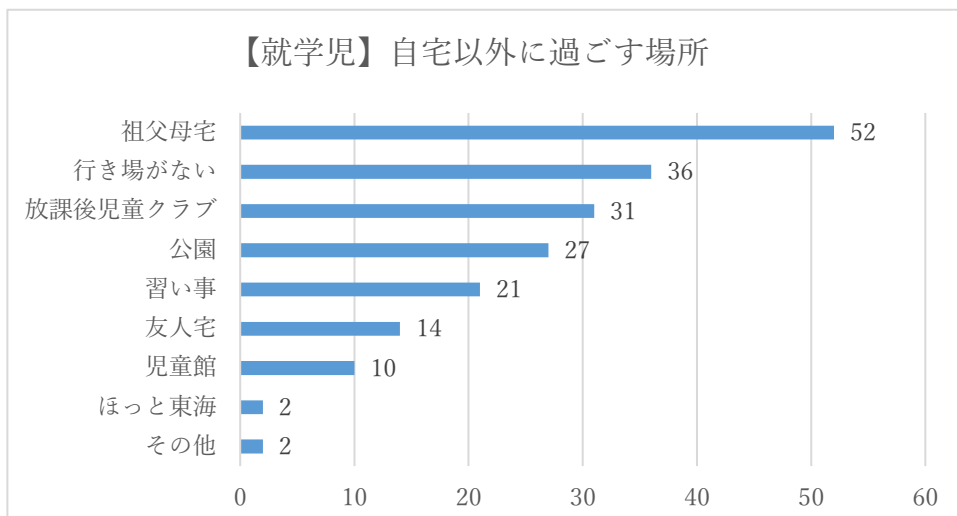
## ペアレントトレーニングについて



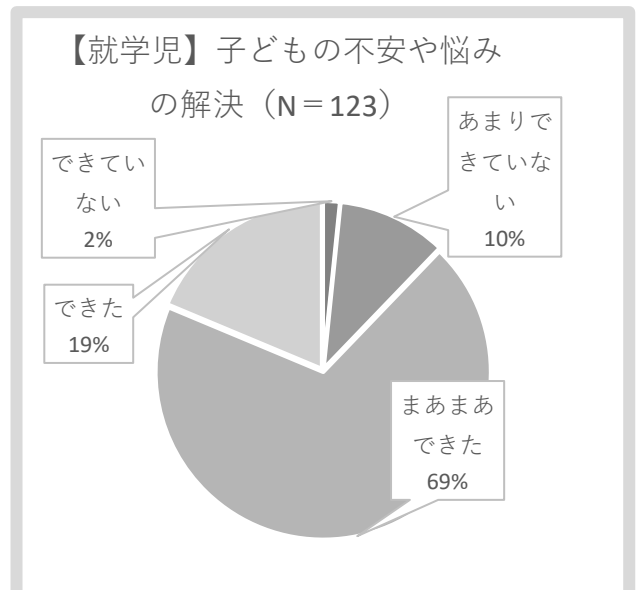
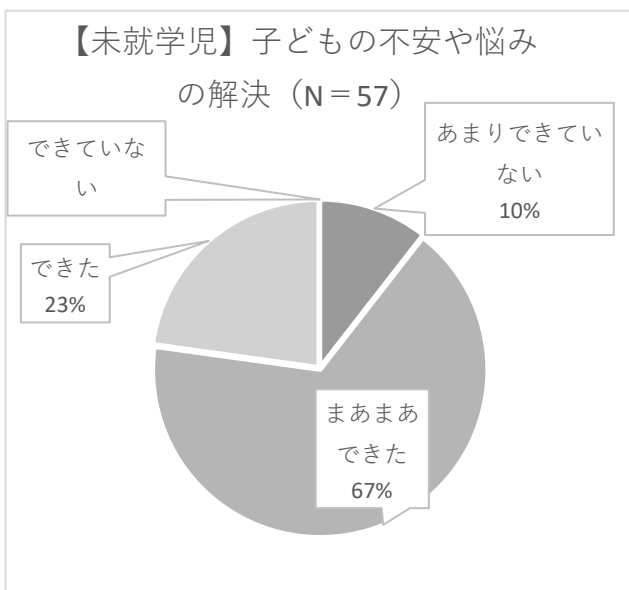
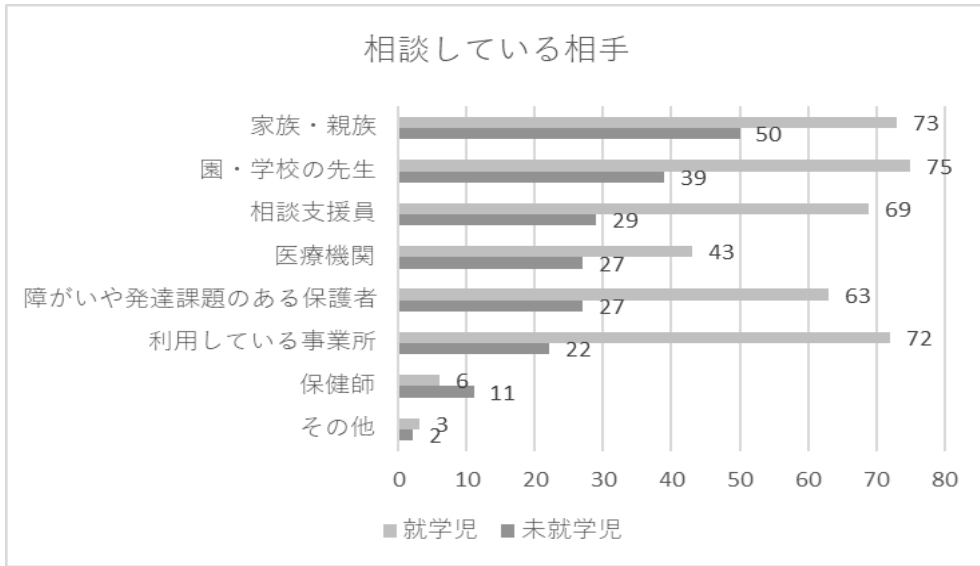
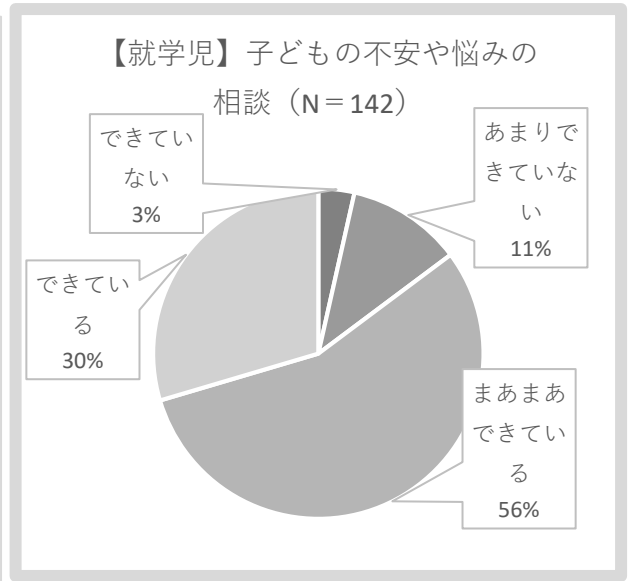
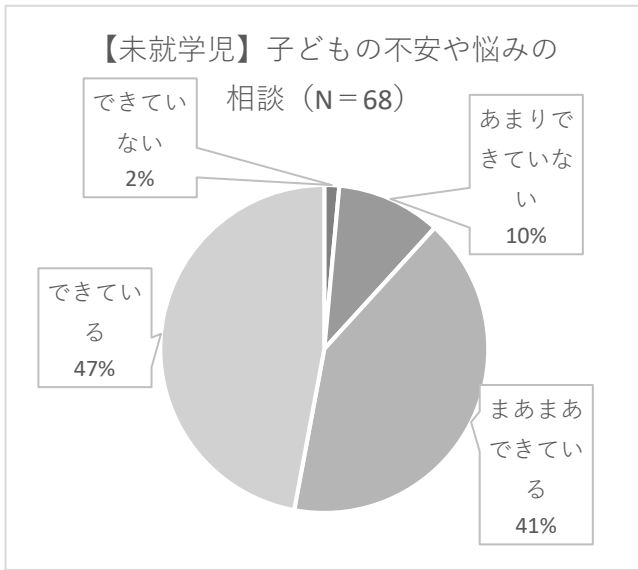
## 居場所・相談先について

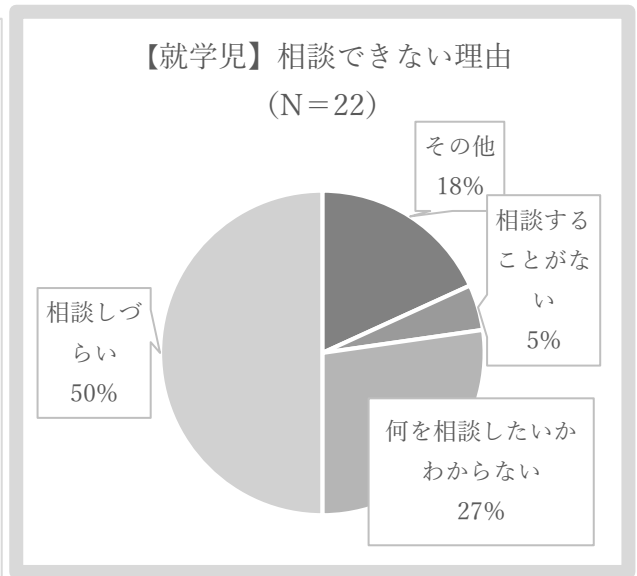
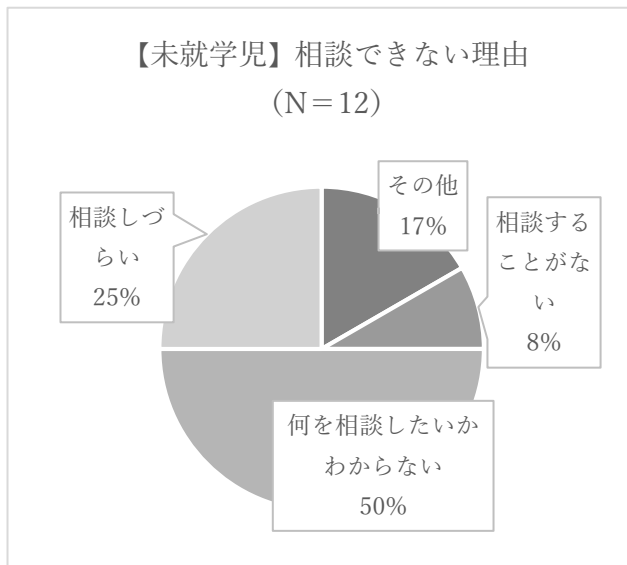


その他：商業施設



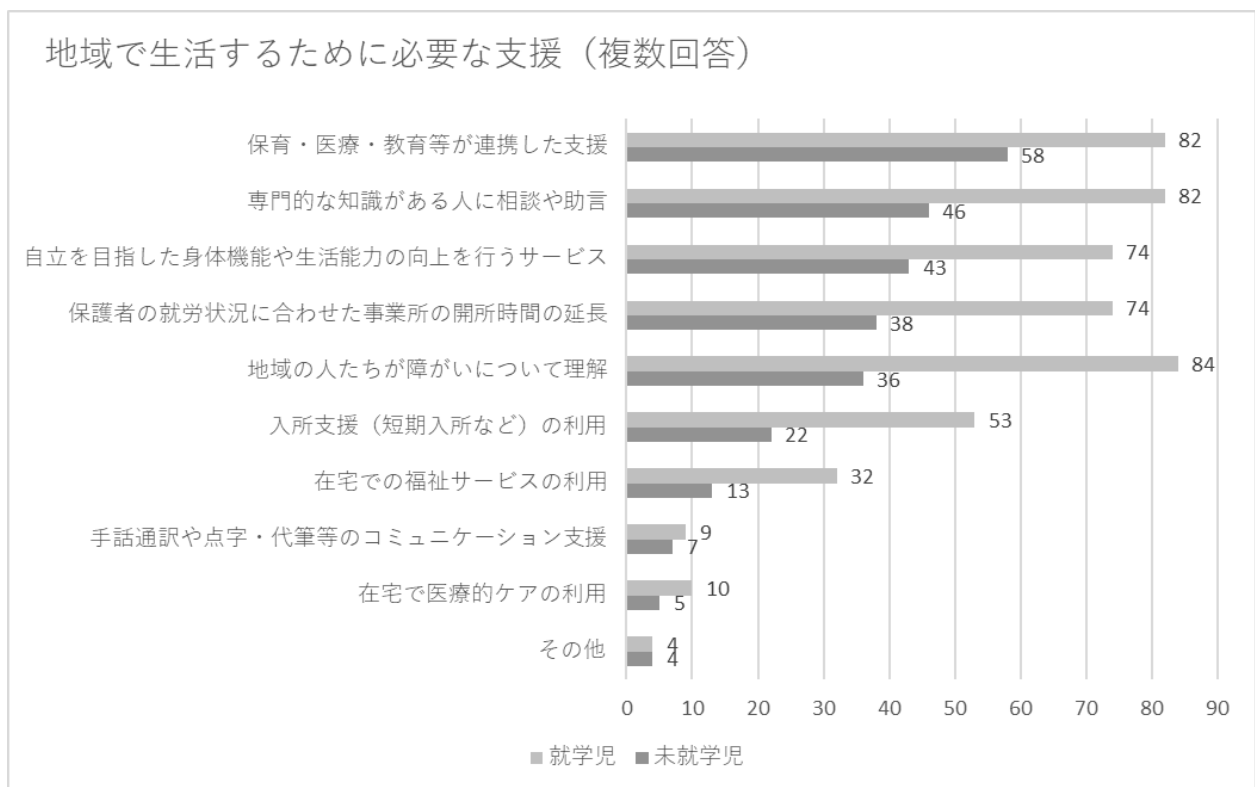
その他：図書館



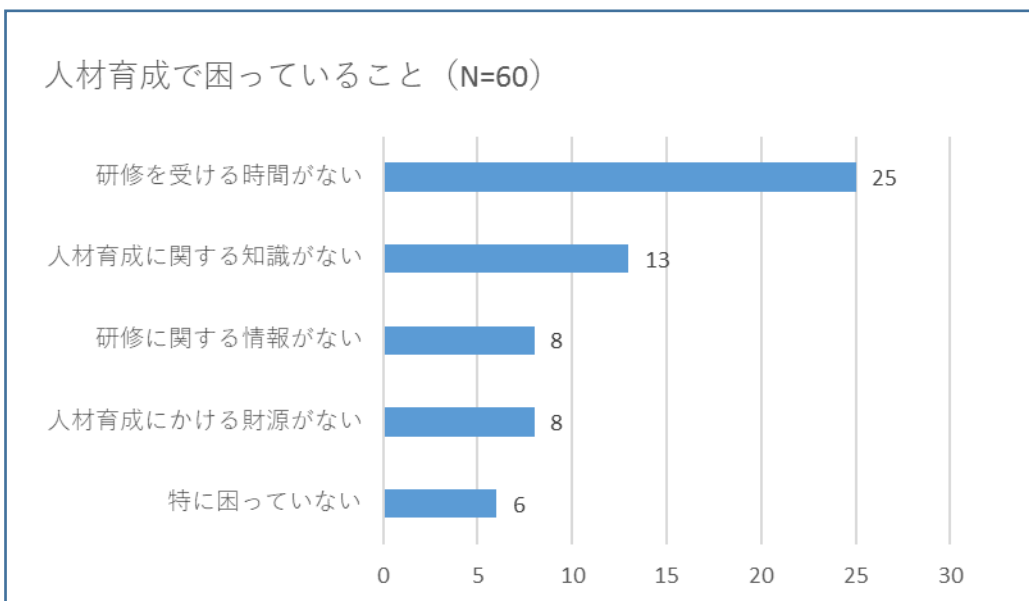
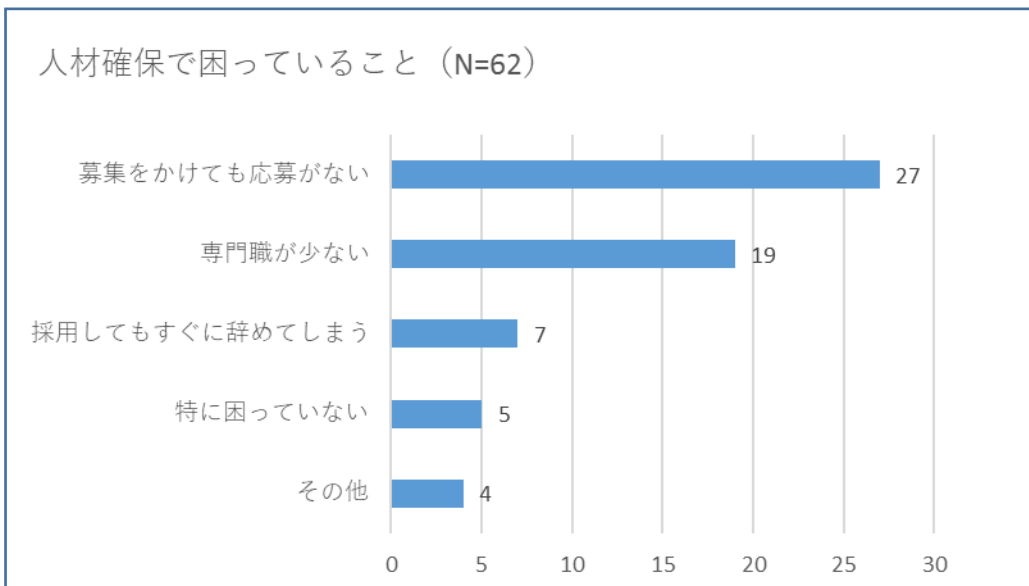
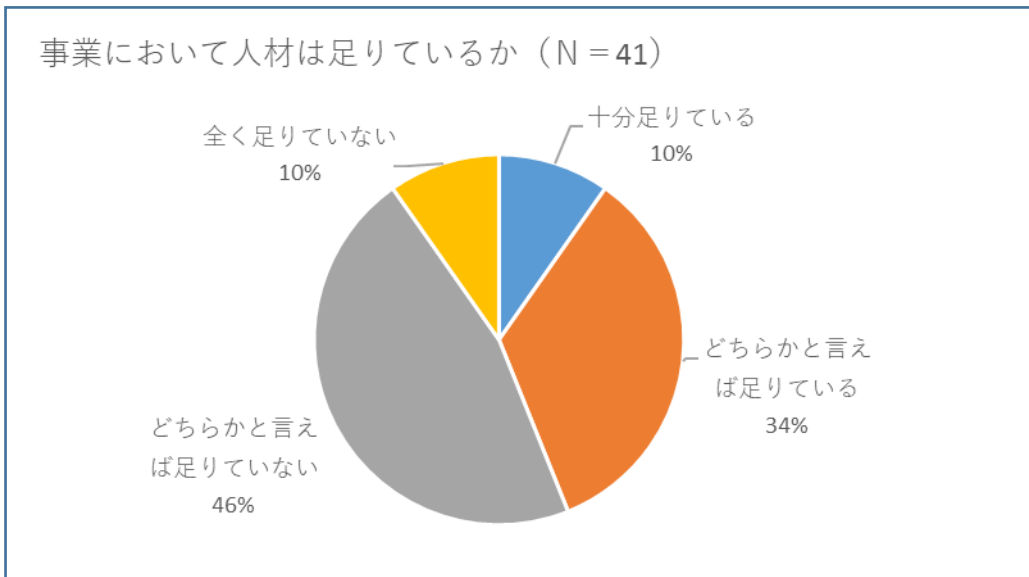


その他：相談しても解決できる気がしない。相談する場所がない。あまり理解を得られない。

具体的なアドバイスがない。半年に一度の面談以外では相談しやすい機会がない。



## ■障がい福祉サービス事業所アンケートの結果





## 2 東海市自立支援協議会設置要綱

### 東海市自立支援協議会設置要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）の生活を支えるため、障がい者等の自立支援システム作りに関し、中核的な役割を果たし、障がい福祉サービスの提供体制の確保及び関係機関によるネットワークの構築等に向けた協議の場として、東海市自立支援協議会（以下「協議会」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

#### (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について、協議する。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条及び児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）第6条の2の2に規定する基本相談支援事業に関すること。
- (2) 障がい者の自立支援の推進に関すること。
- (3) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (4) 地域の関係機関によるネットワークの構築に関すること。
- (5) 障がい福祉に関する計画及び目標の具現化に向けた協議に関すること。
- (6) その他協議会が必要と認めること。

#### (組織)

第3条 協議会は、25人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 権利擁護機関の関係者
- (2) 基幹相談支援センターの職員
- (3) 障がい福祉サービスを担う関係者
- (4) 愛知県障害者相談支援アドバイザー
- (5) 保健・医療機関の職員
- (6) 療育・教育機関の職員
- (7) 雇用関係機関の職員

(8) 障がい当事者団体、家族団体の代表者及び障がい者活動支援者

(9) 市の職員

(10) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、任期満了後も後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うものとする。

2 委員は、再任することができる。

3 任期の途中で委員の交代があった場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により、これを定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会は、第2条に掲げる所掌事務について具体的な検討を行わせるため、関係機関の実務者で構成する部会を設置することができる。

(部会)

第7条 部会は、第1条の趣旨に基づき、支援活動を行っている実務担当者の知識、経験を障がい者等の支援に反映させるために開催し、次の各号に掲げる事項について協議する。

(1) 総合的な自立の支援に関すること。

(2) 働きがい及び生きがいの確保に関すること。

(3) 福祉サービスの充実に関すること。

(4) 権利擁護の関する啓発及び情報提供に関すること。

- (5) その他協議会が部会の設置目的を達成するために必要な事項に関すること。
- 2 部会は、委員及び委員以外の者で会長が指名するものをもって組織する。
  - 3 部会に部会長及び副部会長を置き、会長がこれらを指名する。
  - 4 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
  - 5 副会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
  - 6 部会は、必要に応じて部会長が招集し、議長となる。
  - 7 部会は、検討内容について各部会間で調整を図る必要がある場合は、相互に連携して会議を開催することができる。
  - 8 部会は、第1項の事項の検討結果を、協議会に報告する。

(運営委員会)

第8条 前条に規定する部会の活動状況に関する調整等を行い、協議会の円滑な運営を図るため、協議会に運営委員会を置くことができる。

- 2 運営委員会は、次に掲げる者をもって組織する。
  - (1) 相談支援事業所の相談支援専門員
  - (2) 市の職員
  - (3) その他市長が必要と認めるもの
- 3 運営委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

(秘密の保持)

第9条 協議会及び部会では、活動を通じて知り得た個人の秘密に関する事項について、他に漏らしてはならない。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、市民福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

### 3 東海市自立支援協議会名簿

		所 属 等	氏 名
1	権利擁護機関の関係者	特定非営利活動法人 知多地域権利擁護支援センター	今井 友乃
2	基幹相談支援センターの職員	東海市障がい者相談支援センター	菊池 孝敏
3	障がい福祉サービスを担う関係者	社会福祉法人東海市社会福祉協議会	後藤 文枝 (会長)
4	障がい福祉サービスを担う関係者	社会福祉法人あゆみの会	高山 京子
5	保健・医療機関の職員	愛知県知多保健所	山崎 千佳
6	保健・医療機関の職員	一般社団法人東海市医師会	久野 直人
7	療育・教育機関の職員	愛知県立大府もちのき特別支援学校	加藤 由美子
8	療育・教育機関の職員	愛知県立ひいらぎ特別支援学校	鋤田 素羽
9	雇用関係機関の職員	半田公共職業安定所	藤井 彰人
10	障がい当事者団体、家族団体の代表者 及び障がい者活動支援者	東海市肢体不自由児者父母の会	岡田 裕子 (副会長)
11	障がい当事者団体、家族団体の代表者 及び障がい者活動支援者	東海市手をつなぐ育成会	光野 路代
12	障がい当事者団体、家族団体の代表者 及び障がい者活動支援者	東海市民生委員・児童委員連絡協議会	八尾 和子
13	市の職員	東海市市民福祉部	辻 聡子
14	その他市長が必要と認める者	日本福祉大学	木全 和巳

## 4 用語説明

### ① 訪問系サービス

サービス名	内 容
居宅介護	居宅での入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス。ホームヘルプサービスと呼ばれている。
重度訪問介護	重度の障がいがあり、常に介護を必要とする人に、居宅での入浴、排せつ、食事等の介護、外出時における移動の介護等を総合的に行うサービス。
同行援護	重度の視覚障がいにより移動が著しく困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行うサービス。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動支援等を行うサービス。
重度障がい者等 包括支援	常時介護が必要で、その必要性が著しく高い人に、居宅介護その他障がい福祉サービスを包括的に提供するサービス。

### ② 日中活動系サービス

サービス名	内 容
生活介護	常に介護を必要とする障がい者に、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会の提供を行うサービス。
自立訓練 (機能訓練)	身体障がい者又は難病患者に対し、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のための訓練を行う。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がい者又は精神障がい者に対し、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、日常生活能力の向上のための訓練を行う。
就労選択支援	障がい者本人が就労先、働き方についてより良い選択ができるよう、本人の希望、適正等に合った選択を支援するサービス。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する障がい者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
就労定着支援	就労に伴う課題に対応するため、事業所・家族との連絡調整等を行う。
就労継続支援 (A型)	一般企業等での就労が困難な障がい者に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。事業所内において雇用契約に基づいて就労の機会を提供する。

就労継続支援 (B型)	一般企業等での就労が困難な障がい者や、一定の年齢に達している障がい者に一定の賃金水準のもとで、働く場や、生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上・維持を図るサービス。雇用契約なし。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合等に、障がい者、障がい児を短期間、夜間も含め施設へ入所させ、入浴、排せつ、食事等の介護等を行う。
療養介護	医療と常時介護を必要とする障がい者に、病院で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行う。

### ③ 居住系サービス

サービス名	内 容
自立生活援助	本人の意思を尊重した地域生活を支援するための、一定期間、定期的な巡回訪問や随時対応し、適切な支援を行う。
グループホーム	主に知的障がい者及び精神障がい者に対して、主として夜間において共同生活を営む住居で相談や日常生活上の援助を行う。
施設入所支援	介護が必要な人や通所が困難な人に対して居住の場を提供し、夜間における日常生活上の支援を行う。

### ④ 相談体制

サービス名	内 容
計画相談支援	すべてのサービス利用者とその状況、置かれている環境等を勘案し、利用するサービス内容等を定めたサービス等利用計画の作成等を行う。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、同行支援・入居支援等を行うサービス。
地域定着支援	居宅において単身者や家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に応じた緊急の事態等に相談や緊急訪問、緊急対応を行うサービス。

### ⑤ 障がい児福祉サービス

サービス名	内 容
児童発達支援	未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行うサービス。

医療型児童発達支援	未就学の肢体不自由児に、児童発達支援及び治療を行うサービス。
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に、授業の終了後又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行うサービス。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行うサービス。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にある障がい児に、居宅を訪問して発達支援を行うサービス。

## ⑥ 地域生活支援事業

### 必須事業

サービス名	内 容
理解促進・研修啓発事業	障がい者等が住み慣れた地域で暮らせるために、地域住民に対して、その理解を深めるための研修・啓発活動等を行う事業。
相談支援事業	障がい者、障がい児の保護者、障がい者等の介護を行う方等からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、権利擁護のために必要な援助を行う事業。
基幹相談支援センター等機能強化事業	専門的職員を基幹相談支援センター等へ配置することや、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導を行い、相談支援機能強化を図る事業。
成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業	障がい者等の権利擁護を図るため、NPO法人知多地域権利擁護支援センターに事業を委託して成年後見制度の利用促進のための活動を展開し、制度に関する相談・手続き、法人後見業務等を行う事業。障がい福祉サービスを利用し、又は、利用しようとする身寄りのない知的障がい者又は精神障がい者を対象に、必要に応じて、申立手続きや制度の継続的利用に係る経費の助成を行う。
意思疎通支援事業	聴覚、言語障がい、音声機能障がいの方のための手話通訳者派遣事業を行う。聴覚障がい者支援団体である知多地区聴覚障害者支援センターに派遣・コーディネートを行う事業。
日常生活用具給付事業	障がい者等の日常生活上の便宜を図るため、介護・訓練用具、在宅療養等支援用具、排せつ管理支援用具等6種の用具を給付。

移動支援事業	障がい者等で、外出時に移動の支援が必要と認めた方について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援を行う。
地域活動支援センター事業	障がい者等やその家族を対象にコミュニケーション能力や生活力を引き出すサービスを提供することで社会復帰の支援を行う。
巡回支援専門員整備	発達障がい等に関する知識を有する専門員が、保育所等子ども、親が集まる施設の巡回等支援を実施。

#### 任意事業社会参加支援

サービス名	内 容
障がい者(児)スポーツ大会	市と障がい者(児)福祉団体、社会福祉法人及び社会福祉協議会と共催で、スポーツ大会を開催。
声の広報	視覚障がい者の方向けに広報の内容をCDに録音した声の広報を発行。

#### ⑦ その他

サービス名	内 容
地域包括ケアシステム	地域の実情に応じて、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制。